

平成 18 年第1回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成18年6月20日 開 議 午前9時30分

	議 長	<p>おはようございます。久元 豊議員より、病気療養のため欠席の届けがありましたので、ご報告をいたします。</p>
		<p>ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成18年第1回まんのう町議会定例会を開催いたします。招集者であります町長のご挨拶をお願いいたします。</p>
	町 長	<p>おはようございます。まんのう町議会第1回定例議会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。先般の6月13日には満濃池のゆる抜きが行われましたが、そのゆる抜きに香川県知事 真鍋 武紀さんをお迎えして盛大にできましたこと、地元として非常に喜んでおるところであります。また今年は天候不順ということで、日照不足で農作物に影響が心配されております。また、昨年一昨年のような集中豪雨、またつい最近も震度3の地震もありましたが、そういった災害のない日々が続くことを願っております。そして、6月13日には森 元満濃町長の告別式が行われました。改めまして哀悼の意を表し、ご冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。そして本日お願い申し上げます17議案につきまして、慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。なお、町政報告につきましては、お手元にご配布を申し上げますので、お目通しをいただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
日程第1	議 長	<p>これより、本日の会議を開きます。日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員長の報告を願います。</p>
	加地議員	<p>議会運営委員長 加地 禎 君。</p>
		<p>皆さん、御一同におはようございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。昨日の6月19日午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員出席いたしまして、慎重に審議いたしましたその結果をご報告申し上げます。それでは、皆様のお手元に配布しております議事日程1号につきましてご報告を申し上げます。</p>
		<p>日程第2 会議録署名議員の指名</p>
		<p>日程第3 会期の決定でございますけれども、6月20日本日より6月29日の10日間といたします。</p>
		<p>日程第4 施政方針</p>
		<p>日程第5 議案第1号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について 総務常任委員会に付託</p>
		<p>日程第6 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について 総務常任委員会に付託</p>
		<p>日程第7 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 総務常任委員会に付託</p>

<p>加地議員</p>	<p>日程第8 議案第4号 まんのう町国民保護協議会条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第9 議案第5号 まんのう町国民保護対策本部及び緊急対処自体対策本部条例の制定について 総務常任委員会に付託 議案第4号と5号は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。</p> <p>日程第10 議案第6号 まんのう町に収入役を置かない条例の制定について、これは即決でお願いいたしたいと思います。</p> <p>日程第11 議案第7号 仲多度南部消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び仲多度南部消防組合規約の一部変更について、これも即決でお願いいたしたいと思います。</p> <p>日程第12 議案第8号 平成18年度まんのう町一般会計予算(案) 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第13 議案第9号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案) 教育民生常任委員会に付託</p> <p>日程第14 議案第10号 平成18年度まんのう町老人保健特別会計予算(案) 教育民生常任委員会に付託</p> <p>日程第15 議案第11号 平成18年度まんのう町介護保険特別会計予算(案) 教育民生常任委員会に付託</p> <p>日程第16 議案第12号 平成18年度まんのう町診療所特別会計予算(案) 教育民生常任委員会に付託</p> <p>日程第17 議案第13号 平成18年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案) 教育民生常任委員会に付託</p> <p>日程第18 議案第14号 平成18年度まんのう町下水道特別会計予算(案) 教育民生常任委員会に付託</p> <p>日程第19 議案第15号 平成18年度まんのう町農業水落排水特別会計予算(案) 教育民生常任委員会に付託</p> <p>日程第20 議案第16号 平成18年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案) 教育民生常任委員会に付託</p> <p>日程第21 議案第17号 平成18年度まんのう町水道事業会計予算(案) 教育民生常任委員会に付託</p> <p>日程第22 報告第1号 平成17年度まんのう町一般会計繰越明許費</p> <p>日程第23 報告第2号 まんのう町土地開発公社平成17年度決算並びに平成18年度事業計画について</p> <p>日程第24 報告第3号 琴南町土地開発公社の平成17年度決算について</p> <p>日程第25 報告第4号 仲南町土地開発公社の平成17年度決算について</p> <p>日程第26 意見書第1号 違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書(案) 建設経済常任委員会に付託</p> <p>日程第27 意見書第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案) 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第28 一般質問は6月29日最終日の本会議におきまして、冒頭に行います。なお一般質問の締め切りにつきましては、6月26日の正午までといたします。以上の日程で意見の一致をみ、午前10時55分に委員会を閉会いたしました。</p>
-------------	--

加地議員	<p>以上をもちまして議会運営委員会のご報告といたします。以上です。</p>
議 長	<p>議会運営委員長の報告をおわります。</p>
大西 豊	<p>日程第2 会議録署名議員の指名を行います。</p>
議員	<p>議長、質疑があります。委員長報告に対しての質疑があります。</p>
大西 豊	<p>それは、次の日程がございますので。</p>
議員	<p>そしたら、大西 豊君。</p>
大西 豊	<p>委員長に質問にします。この件につきましては、全員協議会等におきましても、私は指摘をいたしました。地方自治法109</p>
議員	<p>条の6項並びに109条の2の6項におきまして、休会中の委員会は、議会の議決が必要であるとの地方自治法にきちんと明記されております。私が指摘をしたにもかかわらず、今の報告では、昨日、議会運営委員会が行われているように思いますので、自治法に則って委員会等をしていただきたいと思ひます。</p>
議 長	<p>それは質疑ですか。</p>
大西議員	<p>今の委員長報告に対して、規定どおりやってないんじゃないですか。</p>
議 長	<p>加地運営委員長。</p>
加地議員	<p>私も長年、議会運営委員長をやって、委員会報告もやりましたが、今までクレームがついたのは初めてでございます。私は何を</p>
大西 豊	<p>言よるか後でのちほど勉強して何させていただきます。私は今までどおりのパターンでやったつもりであります。</p>
議員	<p>それでは地方自治法を読ませていただきます。109条におきましては、常任委員会は議会の議決により付議された特定の事件</p>
加地議員	<p>について、閉会中もなお審議することができる。この場合に議会の議決によりできることとなります。また議会運営委員会</p>
議 長	<p>におきましても常任委員会に準用するとなつておりますので、自治法に則って、この件については県の地方課の方でも確認しておりますので、きちんと、今までは今まで、新しい議会でありますので、地方自治法に則ってやっていただきたいと思ひます。</p>
加地議員	<p>今、大西議員からいろいろ指摘がございました。大西議員も長年ともどもに、私と一緒に議会運営委員会のメンバーであり、昨</p>
議 長	<p>日までこないだまで一緒にやったものが、今回そういう自治法を拾い出して質問するというのも結構でございますけれども、どう</p>
議 長	<p>かと、私の人間を見る目も変わってくるかと思ひますが、今後そういうことも考えましていろいろ検討して参ります。以上、今日の</p>
議 長	<p>のところは委員長報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>大西議員にお願いをいたします。一応、今日、後ほど暫時休憩いたしまして、今回は6月定例が初めてでございますので、もろ</p>
議 長	<p>もろの件の疎通なり、また今後の議会に対する進め方を全協をもちましてするようになっておりますので、今回のところはお理解</p>

日程第2	議 長	<p>とご協力をお願いしたらと思います。</p> <p>日程第2 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は会議規則第119条の規定により自治法において、4番 白川 年男君、5番 白川 皆男君を指名いたします。</p>
日程第3		<p>日程第3 会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から6月29日までの10日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。よって、会期は10日間と決しました。</p>
日程第4	町 長	<p>これより日程第4 施政方針を行います。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>平成18年まんのう町議会第1回定例会にあたり、町政運営につきまして所信の一端を申しあげ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りながら、町政運営に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>私は、合併という歴史的な変革によりまして誕生しました、新生まんのう町の初代町長として、山積しております重要課題に直面し、その責務の重さを再確認いたしております。</p> <p>中国の論語に「千乗の国を道(おさ)むるには、事を敬して信あり、用を節して人を愛する」という言葉がございます。国を治めるためには事を慎重に行い、言行一致するように努力すれば人々の信頼を失うことはないであろう。そして政治にたずさわる者は税金をもとに仕事をしているのだから、費用の節約に心がけ血税を無駄に使わないようにし、そこから生じる財源を人々の福利増進に役立てることが大切であると説いております。私は、町民の皆様方や町職員と一緒にあって共に考え知恵を出し、創意工夫を凝らして計画をたて、みんなで力を合わせて汗をかき実行し「小さくてもキラリと輝く町」すなわち、町民一人ひとりが生きがいや誇りをもって生活する活力あふれる町づくりを目指してまいります。</p> <p>現在、地方分権の推進、国際化、少子高齢化、情報や価値観の多様化が急速に進み、私たちを取巻く生活環境が大きく変化しております。また、国が押し進める三位一体の改革に代表される行財政改革の進展により、厳しい財政のもと、地方においても抜本的な構造改革が求められております。</p> <p>地方分権が進み、市町への権限委譲が進められており事務事業が拡大すると同時にその責務も益々重くなっており、私達自らの責任で適切・的確な判断と対応が求められており、また、その能力が求められております。</p> <p>私は、新生まんのう町の進むべき将来像は、新町建設計画の基本理念であります「誰もが住みよい・住み続けたいまち」を推進</p>

町 長	<p>していくことであると考えております。</p> <p>その中で 町民皆様に公約として申しあげました、旧3町間の融和、行財政改革、健康生きがい施設の再検討、健康づくりの推進、教育の充実、地場産業の活性化や観光・特産品づくりによる誇りある町づくりの推進などを、具体的に取り組んでいくことが必要であると考えております。限られた財源を有効に活用し、無駄を省き創意工夫により新まんのう町の発展に全力を傾注したいと存じております。</p> <p>そのための重点施策として、次の6項目を積極的に取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>まず第1に、旧琴南町、満濃町、仲南町の融和と発展であります。</p> <p>旧3町には、それぞれ水と緑にあふれ、恵まれた自然環境と歴史・文化があり、それぞれの地域の個性と特徴を最大限に活用していかなければ発展はないと考えております。しかしながら、気候風土や人情味など比較的似かよっている地域でもあり、早い段階で一体感が醸成できると考えております。そのためには、旧町間での平等性・公平性に努め、町全体での行政サービス網の構築に努めてまいります。</p> <p>また、地域に密着したイベントの活用により、住民の交流と連携を強化することにより一体感の醸成を図ってまいります。</p> <p>広大な面積を持つまんのう町としては、交通弱者対策として交通対策特別委員会を設置して、より良い方策を検討してまいります。</p> <p>新町総合計画などの主要な基本計画を早急に策定してまいります。これらの計画策定にあたっては、公募による委員を含めた策定委員会を立ち上げ行ってまいります。</p> <p>第2は、行財政改革の推進であります。</p> <p>新町の財政状況は、非常に厳しい状況であります。各旧町でも行財政改革に取り組んでおりましたが、今後さらに徹底した見直しを図ってまいります。これからは、職員の意識改革が不可欠であります。行政は最大のサービス産業であることを再認識し、コスト意識を持ち無駄を省き歳出削減に努めていきたいと思っております。これにより実質単年度収支黒字化をできるだけ早く図ってまいります。</p> <p>新町発足後、約3ヶ月が経過し、改めて事務機構の見直しを行い、スペースの問題はありますが早い時期に町民相談室を設置し、町民のだれもが気楽に相談や問い合わせができるようにしてまいります。</p>
-----	---

町 長	<p>新町の建設計画において、職員定員管理計画では10年後に職員数を216人としておりますが、2年以上の前倒しを行い、より一層の効率化を進めてまいります。また、民間委託も検討してまいります。しかしながら、全国的に言われております、いわゆる2007年度問題につきましては、平成19年度からは毎年7名から13名の退職者があり、定員管理計画を策定し適正な職員採用を行い行政サービスの充実を図ってまいります。</p> <p>第3は、健康中核生きがい施設の再検討であります。</p> <p>健康生きがい中核施設につきましては、現在は県の負担によりまして、まんのう町が中讃広域圏を組織する市町の承諾を得て建設を行うものであります。当施設は、多くの人々が利用し繰り返し活用していただける施設でなければなりません。また、近隣にある施設との重複を避けなければならないと考えております。それらを踏まえ、現在計画しております施設計画の抜本的な見直しを行いたいと存じます。見直しにつきましては、委員会を立ち上げ結論を出したいと考えております。</p> <p>また現在、都市公園事業として整備しております高屋原地区の総合公園事業は、生きがい施設とは切り離して、町民皆様が気軽に利用できる施設としていく所存であります。</p> <p>第4は、健康づくりの推進であります。</p> <p>まんのう町の高齢化率は、益々高くなってきております。元気で長生きしてもらうためには、健康づくり事業や年齢にあった運動、介護予防体操などを奨励し、高齢者の方が病気や寝たきりにならないように努めていく所存であります。国保会計、老人保健会計や介護保険会計は益々増大しており、これらの特別会計への繰出金により一般会計を逼迫しております。健康で生き生きした生活を送れる環境づくり、健康づくりの推進に努めてまいります。</p> <p>第5は、地場産業の活性化や観光・特産品づくりによる誇りある町づくりの推進であります。</p> <p>農業を支える担い手、新規就農者を育成するとともに、農業従事者の認定農業者への支援や、農業施設や地産地消の推進を進めて、地場産業の活性化や観光・特産品づくりにより、誇りある町づくりを推進してまいります。</p> <p>第6は、学校教育の充実であります。</p> <p>基礎学力の向上を図るとともに、ふるさとの歴史や文化を通じて、故郷を愛し誇れる地域教育を推進します。また、学校給食で</p>
-----	--

町 長	<p>は、ふるさとの恵みが実感できるように、地域の食材を取り入れた食育教育を進めてまいります。また同時に老朽化した施設の改修が急務であることから、学校統廃合を含めて住民の意見を聞きながら、勉強や運動ができるよう教育環境の整備を進めてまいります。</p> <p>18年度予算の基本的な考え方について申し上げます。</p> <p>財政面からは、国における三位一体の改革の推進による地方交付税の抑制などによりまして、歳入の縮小は避けられません。歳出は制度改革などによりまして、扶助費や特別会計への繰出し金の増加などにより、厳しい予算編成を強いられております。合併協議会の承認事項を踏まえ「継続性の確保」と「均衡ある発展と一体感の醸成」を基本に、新町計画に基づく予算といたしております。</p> <p>一般会計予算額は、89億8500万円、17年度旧3町合計より7.8%の7億6千万円減といたしております。</p> <p>特別会計は、当初予算額と前年度対比を申し上げます。</p> <table border="0"> <tr> <td>国民健康保険特別会計</td> <td>19億6600万円</td> <td>7.9%増</td> </tr> <tr> <td>老人保健特別会計</td> <td>30億2500万円</td> <td>0.6%増</td> </tr> <tr> <td>介護保険特別会計</td> <td>17億8700万円</td> <td>4.8%減</td> </tr> <tr> <td>診療所特別会計</td> <td>9800万円</td> <td>2.9%増</td> </tr> <tr> <td>簡易水道特別会計</td> <td>3億3500万円</td> <td>29.8%増</td> </tr> <tr> <td>下水道特別会計</td> <td>2億4200万円</td> <td>12.7%減</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水特別会計</td> <td>3600万円</td> <td>16.0%減</td> </tr> <tr> <td>浄化槽整備推進事業特別会計</td> <td>1億5700万円</td> <td>2.7%減</td> </tr> <tr> <td>水道事業会計</td> <td>水道事業収益及び資本的支出総額</td> <td>3億5100万円</td> </tr> </table> <p>それぞれ、計上いたしております。</p> <p>新町建設計画にある基本方針によりまして、主要施策の概要を申し上げます。</p> <p>まず「健全で住民がつくるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>財政の健全化の推進であります。本町を取巻く財政事情は依然厳しく、国の三位一体改革による地方交付税の削減などによりまして、今後さらに財政運営が厳しくなることが予想されます。このため、行財政改革を実施していく中で長期的な展望といたしま</p>	国民健康保険特別会計	19億6600万円	7.9%増	老人保健特別会計	30億2500万円	0.6%増	介護保険特別会計	17億8700万円	4.8%減	診療所特別会計	9800万円	2.9%増	簡易水道特別会計	3億3500万円	29.8%増	下水道特別会計	2億4200万円	12.7%減	農業集落排水特別会計	3600万円	16.0%減	浄化槽整備推進事業特別会計	1億5700万円	2.7%減	水道事業会計	水道事業収益及び資本的支出総額	3億5100万円
国民健康保険特別会計	19億6600万円	7.9%増																										
老人保健特別会計	30億2500万円	0.6%増																										
介護保険特別会計	17億8700万円	4.8%減																										
診療所特別会計	9800万円	2.9%増																										
簡易水道特別会計	3億3500万円	29.8%増																										
下水道特別会計	2億4200万円	12.7%減																										
農業集落排水特別会計	3600万円	16.0%減																										
浄化槽整備推進事業特別会計	1億5700万円	2.7%減																										
水道事業会計	水道事業収益及び資本的支出総額	3億5100万円																										

町 長	<p>しては、経常収支比率や公債比率の改善に努め単年度収支黒字化を目指してまいります。また、行政改革大綱や定員管理計画を定めてまいります。</p> <p>町民のための役場づくりを目指し、窓口サービスの向上に努めてまいります。手始めとして、週2回の夜間サービス業務や気楽に問い合わせのできる場所の創設を行ってまいります。</p> <p>情報化の取り組みとしましては、庁舎内ランや支所間での効率化を推進し、電子自治体の構築に向けて取り組んでまいります。</p> <p>中讃広域行政事務組合において、廃棄物施設、し尿処理施設、電算処理など多くの事務について共同処理を行っております。広域行政の運営は、行政改革には有効な手段であり、今後とも関係団体と連携してまいります。</p> <p>住民自治の確立と支援につきましては、地域単位の自治会活動を支援してまいります。</p> <p>男女共同参画社会の推進では、男性女性が平等な立場で能力が発揮できるまちづくりのため、男女共同参画の普及を図ってまいります。また、男女共同参画計画の策定を進めてまいります。</p> <p>つぎに「心豊かな人材を育てるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>学校教育の充実につきましては、「心豊かで活力に満ちたまち」を築き支える人材を育てるため、自ら学び、自ら考える力を育成し、豊かな人間性を育む教育を推進します。併せて、学校、家庭、地域が一体となり個性と創造性を重視した教育を進めます。</p> <p>少子化に伴い保育所、幼稚園、小学校、中学校などの生徒数が減少しております。このような現状を踏まえて、統廃合を含めて検討してまいります。また、満濃南小学校体育館の耐震構造、琴南小学校耐震構造、琴南中学校のアスベスト対策工事を進めます。</p> <p>小中学校のコンピューターをさらに利用し、地域におけるインターネットの有効利用の研究を進めてまいります。学校給食では、地域で採れた安心安全な野菜や特産品を利用した給食に取り組み、食育、食農教育で自然に親しむ余裕のある児童、生徒教育を進めてまいります。幼稚園、保育所教育では、幼保一元教育を推進してまいります。預かり保育、居残り保育、子育て支援事業、放課後児童クラブの充実を進め、幼・保・小の連携を密にして幼保教育の充実に向けてまいります。</p> <p>現在、廃校になっております旧学校跡地の利用を検討してまいります。</p> <p>社会教育の充実、生涯学習の強化では、各地区の特性を生かし住民の多様な学習ニーズに対応するため、趣味や特技を伸ばし、生きがい創りとなるように生涯学習の強化や公民館の施設連携の強化を図ります。また、芸術、文化の振興と文化財の保護活用では、芸術文化活動の発表の場や機会の充実を図ってまいります。埋蔵文化財や天然記念物等の歴史や文化の証を後世に伝え、地域に誇りが持てるよう住民意識の高揚を図ります。</p>
-----	--

町 長	<p>人権尊重意識の啓発では、地域全ての一人ひとりがお互いの人権を尊重するような社会条件の整備、啓発事業を実施し、人権を尊重する意識の高揚に努めます。また、児童虐待、高齢者虐待、DV等が社会問題となっておりますが、学校教育、社会教育、家庭教育においての人権啓発活動を推進し、関係機関と連携し、人権教育、人権啓発を進めてまいります。</p> <p>つぎに「地域経済の活力を高めるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>効率的、安定的な農業経営を実現するためにも、農業従事者の認定農業者への支援や、農業施設や地産地消の推進を進めてまいります。</p> <p>農道、水路、溜池などの土地改良事業は、農業生産の基盤であり、生活の基盤でもあります。今後とも計画的に整備を行うとともに、維持管理等の支援を行ってまいります。</p> <p>林業につきましては、森林の有する多面的機能の発揮をはかるため、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等について、将来にわたり森林を適正に整備し、林業の生産性の向上に努めてまいります。</p> <p>観光振興につきましては、地域の賑わいのため、満濃池や国営讃岐まんのう公園を核とした周辺整備を行い、近隣市町とも協調し、インターネットなど情報提供により魅力的な観光地づくりを進めてまいります。</p> <p>つぎに「誰もが安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>少子高齢化の進む中、町民誰もが安心して健康に暮らせるようお互いが助け合う地域づくりが必要であります。住み慣れた家庭や地域社会でともに助け合い、幸せに暮らすことができる地域福祉の充実に努めてまいります。</p> <p>子育て対策につきましては、少子化が進む中、安心して子育てのできる環境整備を図ってまいります。そのための施策として、子供達の医療費を中学校卒業まで無料といたします。また、第3子以降の保育料無料を継続してまいります。出産相談体制の整備や出産祝金の継続などにより、子供を安心して生み育てることのできる環境づくりを進めてまいります。</p> <p>健康づくりの推進につきましては、快適に暮らしていくためには、健康が第一であります。40歳以上を対象とした集団検診の基本健康診査やガン検診の個人負担金を無料とし、受診率の向上に努めてまいります。また、人間ドック事業や歯科検診健康相談事業、健康教育等を引き続き実施し、健康の増進及び福祉の向上に努めてまいります。</p> <p>交通基盤の整備につきましては、日常の暮らしに密接した生活道路は、快適な生活を送るうえで不可欠なものであり、計画的に改良整備を行ってまいります。</p>
-----	---

町 長	<p>高齢者をはじめとして、交通弱者に対する公共交通としての輸送方法を早急に結論を出してまいります。</p> <p>防災、防犯体制の充実につきましては、近年、地震や台風による大規模災害が多発いたしております。町民の生命と財産を守り安全で安心な生活を確保するため諸施策に努めてまいります。地域防災計画の早期策定を行いますとともに、災害時の非難所や危険個所などを掲載した防災マップを作成し、全戸配布を行ない災害時の安全確保に努めてまいります。また、災害の備えとして毛布や発電機などの防災用品を整備してまいります。仲南地区におきまして防災訓練が実施されておりますが、順次、町全域で訓練を行えるよう計画してまいります。</p> <p>社会環境や交通環境の変化などにより、全国で痛ましい事故や事件が起きております。地域住民と警察署や関係機関と連携しながら、地域ぐるみで安全なまちづくりに取り組んでまいります。</p> <p>つぎに「誰もが快適にくらせるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>生活基盤の整備につきましては、日常生活において重要なライフラインであります水道施設の老朽個所の更新を行います。また、琴南地区において未給水地区解消として、前の川集落への給水工事を実施してまいります。</p> <p>満濃地区では、下水道工事の整備を継続して行ってまいります。合併処理浄化槽の補助を継続し普及促進を図り、環境衛生の向上に努めます。</p> <p>総合公園事業では、早急に工事発注を行い、町民皆様方が利用できるように一部供用開始をいたします。</p> <p>また、国、県の事業につきましては、早期完成のために要望をいたしてまいります。</p> <p>情報・通信基盤の整備につきましては、現在、旧町のオフトークと防災行政無線をつなぎ、本庁において放送を実施いたしておりますが、将来の情報化は防災、保健、医療、福祉など多岐にわたることが予想されます。住民生活に必要な地域の特性に適した情報通信基盤の整備を計画してまいります。</p> <p>つぎに「自然が輝くまちづくり」について申しあげます。</p> <p>まんのう町は、土器川、財田川の源流地でもあります。自然は、人間の生活の基盤となるほか、触れ合うことによって心の潤い、安らぎを得ることができます。山林における植林や間伐、伐採など、森林資源の適正な維持管理を推進してまいります。</p> <p>生活廃棄物の的確な処理として、ゴミ減量化とリサイクルの更なる推進のため、町単独補助事業を進めてまいります。環境美化推進協議会と連携し、ゴミの不法投棄防止、環境啓発活動を推進してまいります。</p>
-----	---

日程第5	町長	<p>つぎに「すべての人が輝くまちづくり」について申し上げます。</p> <p>地域間交流、国際交流の推進につきましては、魅力ある地域の伝統的な祭やイベントを開催し、地域住民が交流し一体感の醸成に努めてまいります。本年は、旧町で実施しております事業を継承してまいります。町全体での祭やイベントを計画してまいります。</p> <p>国際親善、交流を通じて、住民の異文化の理解を深め、まんのう町にふさわしい国際化への取組みを行ないます。そのためにも、国際交流協会を設立してまいります。また、中学生を対象にして国際交流事業を実施してまいります。</p> <p>スポーツ活動の支援につきましては、子供からお年よりまでが参加できるスポーツ大会などの場を設けて、生涯スポーツの推進に努めてまいります。</p> <p>最後になりましたが、新生まんのう町として開町式を計画いたしております。この式典につきましては、秋または冬に行われております行事の中で計画してまいります。</p> <p>以上、平成18年度の施策の一端をご説明申しあげました。厳しい財政のなかではありますが、合併してよかったと思えるまちづくりを目指して取組んでまいりますので、議員各位、町民皆様方の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。</p>
	議長	<p>施政方針をおわります。</p> <p>暫時休憩をいたします。議員の皆様は第1委員会室にお集まりをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">休憩 10時15分</p>
	議長	<p>休憩を戻して、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">再開 10時50分</p> <p>日程第5 議案第1号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p>
	町長	<p>ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定につきましてご説明申し上げます。</p> <p>これは、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、旧琴南町において過疎地域自立促進計画を平成17年度から平成21年度の5</p>

町 長	<p>ヵ年間策定し琴南町議会において議決されていましたが、合併により町名がまんのう町に変更になったため、過疎地域自立促進特別措置法 第33条2項の廃置分合等があった場合の特例により、改めて琴南地区全域を過疎地域として、引き続きまんのう町過疎地域自立促進計画の策定を行い、この法律の規定を適用いたしたく、まんのう町議会での議決をお願いするものです。</p>
議 長	<p>なお、過疎地域自立促進特別措置法 第6条1項による事前の香川県との協議については、平成18年5月30日に承認をいただいていることをご報告いたします。</p> <p>よろしくご審議の程お願い申し上げます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑はありますか。</p>
小亀議員	<p>小亀 重喜君。</p> <p>自席で失礼いたします。このまんのう町過疎地域自立促進計画でございますが、たぶん琴南地区におかれましては、十分な審議を経られてここにでてきてるもんかと思うんですが、非常に不勉強ながら満濃町並びに旧仲南町のほうでは、意図というのが十分に分かっていない部分があると思うんですが、特に意図というのが、たぶんこの自立促進計画を策定することによって、何らかのその助成措置を得るがためのもの、というのが非常に生々しいことになろうかと思うんですが、例えば過疎対策事業債であるとか、国庫補助の嵩上げ等というのが求められる恩恵かと思うんですが、そのあたりのことについての補足説明をお願いしたいんですが、よろしくお願いします。</p>
議 長 斎部企画 財政課長	<p>担当課長 斎部 正典君。</p> <p>小亀議員さんのご質問にお答えいたします。まんのう町過疎地域自立促進計画策定の中で、今どういう補助等のことがあるのかというご質問だったと思っております。これにはですね、過疎債が充当率琴南地区全域にいたしまして、事業を行った場合に特別措置法に対しまして、過疎債が充当率100%、またこれに対しての交付税の措置が70%いただくということになります。以上でございます。</p>
議 長 谷森議員	<p>谷森議員さん。</p> <p>先般の臨時議会の時にも申し上げましたかと思いますが、町長のいわゆる提案理由の説明、それで、後すぐ、質疑はありませんかということですが、この間も私申し上げたかと思うんですが、主要な点とか骨格については、例えば総務課長あるいは担当の課長が説明するのが常識ではなかろうかと思うんですが、この点いかがですか。</p>
議 長	<p>谷森議員さんのご意見もよく分かります。しかし、私の考えではその辺についても委員会のほうでよろしく願いしたらと思</p>

議 長	<p>ます。それでご了解をお願いいたします。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>藤田 昌大議員。</p>
藤田議員	<p>10番藤田ですが、今の部分でですね、やっぱり僕は特別委員会ぐらいは設置すべきでないかな、と思うんですよ。町長の施政方針の中にも委員会を6つぐらい作らないかと、町民に求める部分があるんですね。この場合については、私たち満濃仲南については、あまり分らん部分が多いんですね。ですから琴南の議員さんを中心にですね、やっぱり町民を含めた特別委員会を作っていくながらですね、その報告を私たちにさせていただくと、そういった部分がより一層鮮明なる運営ができるんじゃないかと思えますんで、それらも含めてですね、答弁はいいませんが、総務委員会に付託すると思えますんで、そういった部分ではぜひそういった議論をしていただきたいと思えます。施政方針の中にいろんな策定委員会とか特別委員会をつくとありましたので、なるべくそういった部分では、町民が参加しやすい状況ができると思えます。そういった部分の検討をぜひお願いしたいと思えます。以上です。</p>
議 長	<p>斎部課長、またよろしく申し上げます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>谷森議員さん。</p>
谷森議員	<p>さっき質問したことについて、再度質問するわけですが、この前の時に私、町長にもこの旨をお願いして、長々と説明するんでなくて、非常に簡単に、たとえば予算であれば、予算の審議はまだしてないきん、どういうふうな説明があるか分かりませんが、例えば総額がいくらで主要な施策がこうやという、この程度の総務課長あるいはそれぞれの議案に対しての説明があるのは、これは近代的な民主的な議会ではなからうかと思うのですが、いかがですか。</p>
川原議員	<p>これはね、提案者から概略の説明がございます。詳細にわたっては担当課長がするように議長から指名してさせていただきます。</p>
議 長	<p>私は今、谷森議員さんのご意見については、担当課長に今、話をしました。</p>
斎部企画 情報課長	<p>企画情報課長 斎部 正典君。</p> <p>今ほど谷森議員さんのご質問にお答えします。今、皆様方のお手元に現在、まんのう町過疎地域自立促進計画の策定計画書をお配りしてございます。その中に、ページめくっていただきますと、目次に相当な項目が載ってございます。基本的な事項から始まりまして、43ページまでの記載をさせていただいております。様々な分野での琴南地域の活性化をさすための施策をこの中に盛り込んでおります。この施策を進めていくにあたっての方針をここに書かせていただきまして、これに基づいて事業が推進するも</p>

<p>日程第6</p>	<p>齋部課長 議長 三好議員</p> <p>三好議員</p> <p>議長</p> <p>町長</p>	<p>のであればそれに対しての過疎債等の適用を受けたいということでございます。以上でございます。</p> <p>三好議員。 先ほど加地議員が議運の説明を何のためにしたか、これは総務に付託しとる、後の件は教民に付託しとる、付託してそこでやるんであって、提案理由は何でかというたら、過疎地域は自立促進法で援助せないかんから、その提案するのに提案してもいいか悪いかであって、内容の相違は誰っちゃ聞きよらんのではないですか、そこはつきりしてもらわんと困る。事務局どなんなつとんな。こなんやつたら、3日でも4日でもかかりますよ。まあ待て待て、しゃべつじょんじゃ、黙つとれ。ほんだきんな、これを持ち帰って審議することになつとんや、それでみんな異論はなかったでしよ、はじめ。地元の人もわかつとる、どういう環境かというの。仲南地区にもどこにもあるんですよ。ただしこれは提案であがつてきとんやから、何日も前から議案やもろとんやからみんな読んどるはずや。こなんいちいち説明する必要はない。はつきり言うてそうでしょうが。受けるか受けんかは賛否両論、いらんのやつたらいらんいうてみんなが反対したらそれでおわること。受ける事実が多かつたら持ち帰って十分審議してまた再度やるんでしょうが、こなん3日でも4日でもかかりますよ、1議案で。</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>議案第1号については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。よって議案第1号については、総務常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第6 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>ただいま上程されました議案第2号まんのう町税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されました。これに伴いまして、まんのう町税条例の一部を改正する必要が生じ、平成18年4月1日より施行の部分につきましては専決処分を行いました。</p> <p>今回は、それより後に施行するものについて、町税条例の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>第34条の2と第36条の2第1項で地震保険料控除の創設に伴う改正。</p> <p>第95条、附則16条の2第1項、2項で、たばこ税の税率の改正 であります。</p>
-------------	---	---

日程第7	町長	<p>税源移譲に伴う税率の改正が第34条の3、6、8・第53条の4・附則7条の2、3・第8条・第17条1項・第17条の2の1項・第17条の3・第19条・第19条の3・第20条の2であります。</p> <p>また、個人の町民税への準用規定の廃止等に伴う改正が附則第6条・第6条の2、3・第16条の4・第17条2項・第17条の2の2項・第18条・第19条の4・第20条・第20条の3であります。</p> <p>第20条の4については租税条約の法律の改正に伴う改正であります。</p> <p>ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
	議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑はありますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
	議長	<p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
	議長	<p>「異議なし」と認めます。よって議案第2号については、総務常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第7 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p>
	町長	<p>議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>町税条例と同様、平成18年4月1日より施行の部分につきましては専決処分を行い、今回はそれより後に施行するものについて国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>附則第12項から第19項までは個人の町民税への準用規定の廃止に伴う改正であります。第20項、21項は租税条約の法律の改正に伴う改正であります。</p> <p>以上、まんのう町国民健康保険条例の一部を改正についてのご説明といたします。</p> <p>ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>

日程第8 日程第9	議 長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思ひます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
	議 長	<p>「異議なし」と認めます。よつて議案第3号については、総務常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第8 議案第4号 まんのう町国民保護協議会条例の制定について</p> <p>日程第9 議案第5号 まんのう町国民保護対策本部及び緊急対処自体対策本部条例の制定について</p> <p>以上、議案4号、議案第5号の2議案を会議規則第39条の規定により、一括議題といたしたいと思ひます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>よつて、議案第4号、議案第5号の2議案を一括議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
	町 長	<p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>ただいま上程されました議案第4号まんのう町国民保護協議会条例の制定について、及び議案第5号まんのう町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定についてをご説明申しあげます。</p> <p>本条例は、「国民保護法」正式には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、平成16年6月18日に成立、同年9月17日に施行されております。国民保護法では、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に、国民の生命身体財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小限にすることができるよう国や地方公共団体等の役割分担等を規定しております。法第39条第1項におきまして、市町村国民保護協議会を設置する。法第40条第8項で市町村協議会の組織及び運営に関する必要な事項を市町村の条例で定める。とされております。この法律をうけまして、議案第4号で協議会を設置する条例を制定するものであります。</p>

町 長	<p>また、法第27条第1項において指定を受けた市町村長の長は、市町村国民保護対策本部を設置しなければならない。法第31条第1項で市町村対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める、とされております。この法律をうけまして、議案第5号で、対策本部を設置するために必要な事項を定める条例を制定するものであります。</p>
議 長	<p>よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑はありますか。</p>
藤田議員	<p>藤田 昌大議員。</p> <p>たいへんな条例がですね、とうとう町まで及んだかなという感じがします。そもそもこの国民保護条例というのは、憲法9条に基づく平和主義であれば、必要がない部分でありまして、その部分で小泉内閣のすすめるアメリカ追隨のイラク政策とかそういったものがですね、日本国内にあらゆるテロ警戒の看板を出さないかん状況になっていたり、そういったことに起因するものであります。憲法9条の戦争の放棄を掲げていればですね、そういうことを国が実践していれば、こんな条例をする必要がないですし、たいへん国民として危惧する部分であります。ましてや今の状況の中でですね、真に国民を保護するかといえば、中身はそうでないという部分が非常に危惧されます。その制度の中にですね、今いちばん重要なのは、基本的人権の尊重やそしてまた協力、強制しないという部分でいろいろ問題があるろうかと思いますが、具体的に質問したいのはですね、組織をどういう部分の基準で30人を選定するのかという部分があります。その中へどういった人を入れていくのかということもありますし、また議案第5号について、本部長が必要な職員を置くことができます、そしてまた国民保護対策の事務に従事するという部分がありますけれど、これは具体的にどういう事務なのか、という部分もあります。そういった部分で若干ご答弁いただけたらと思います。ただ執行部に対してはですね、この議案の出し方について、たいへん気を遣っていただいたな、という部分が私たちにも見えますので、その部分については敬意を表しときたいと思います。実は合併に伴って、どさくさ紛れにこの条例を出しとる自治体もあるそうですので、そういった意味ではたいへん気を遣っていただいて、真摯に討議ができるという意味と議案第4号、第5号の提出の仕方については敬意を表したいと思いますが、ただ私の立場で申しますと、平和憲法の中でここまで必要なのかなという部分がありますし、具体的には、町民を巻き込んで対策本部を作っていくって、具体的なヒアリングをしながらやらないかんと思いますけれども、具体的になった部分については非常にシビアな、命の懸かってくる問題でありますので、その辺については真摯なご答弁をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>総務課長 栗田 義郎君。</p>

<p>日程第10</p>	<p>栗田 総務課長</p> <p>議長</p>	<p>ただいまの藤田議員さんのご質問に対してお答えしたいと思います。これはまず当然、法に基づいて市町に設置しなければならないというもので、今回提案させていただいたものがございます。まず、どういう人かということでございますけれど、30人以内ということでありまして、これも正式に決まっておるわけではございません。ただ、各市町の動向をみておりますと、まず町長、それと防衛庁長官が指定した自衛隊に属するもの、また都道府県の職員、これは危機管理課でありますとか、土木の事務所長等々、それと市町村の助役、教育委員会の関係、また消防の関係、市町村の職員、それと指定公共機関、指定公共機関の役員または職員、それと国民保護のために必要な知識または経験を有する執権者ということで、議会の方、また消防団の方等々を、今、順次計画をしてというふうに考えております。</p> <p>続きまして議案第5号の方でございますけれど、これは実際に有事があるという時の想定でございます、原則的には町長以下職員がこれにあたらなければいけないのかなと考えておりますけれど、これもまた今からきっちりしたものを作っていかなければいけないと考えております。以上でございます。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。よって議案第4号については、総務常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号についても、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。よって議案第10号についても、総務常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第10 議案第6号 まんのう町に収入役を置かない条例の制定の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
--------------	--------------------------	---

日程第11	議 長	町長 栗田 隆義君。
	町 長	<p>ただいま上程されました、議案第6号 まんのう町に収入役を置かない条例の制定についてをご説明申し上げます。</p> <p>厳しい財政事情に鑑み、少しでも一般財源を削減するため、また地方自治法の一部改正が行なわれ、収入役を廃止し、会計管理者を置くことに平成19年4月1日より施行されます。これらにより、まんのう町に収入役を置かない条例を制定するものであります。よろしくご審議をください。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっております、議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。</p> <p>よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論にはいります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第6号 まんのう町に収入役を置かない条例の制定についてを採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	町 長	<p>日程第11 議案第7号 仲多度南部消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び仲多度南部消防組合規約の一部変更についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>ただいま上程されました議案第7号「仲多度南部消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び仲多度南部消防組合規約の一</p>

町 長	部変更について」をご説明申し上げます
議 長	<p>仲多度南部消防組合を組織する地方公共団体のうち琴南町、満濃町及び仲南町が、平成18年3月20日に合併し、まんのう町になったため、仲多度南部消防組合を組織する地方公共団体の数が減少するものであり、それに伴い、仲多度南部消防組合規約の一部を変更するものであります。地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
高木議員	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑はありますか。</p> <p>高木 堅君。</p>
議 長	<p>この議案第7号について、従前、仲多度南部消防組合の議会議員として、各町から2名ずつ出ておりました。この今回出されております議案に関しましては、相当、各町でも論議されたと思うし、満濃町もこの件については全員協議会等、また特別委員会でも話されております。なお旧の満濃町議会では2対4、3町の議会でも2対4と、琴平町の議会の議員さんが出てきての話しがありましたが、歩み寄り等の話が前向いていなくて、新町になってから決めてくれということで分かれております。なおこの内容については、人口等比較しても分かる通り、面積等、またこの消防議会に対する予算の負担行為等、簡単に説明すれば一目瞭然ではなかろうかと思いますが、たいへんこういった8人が4人と議長除ければ3人とこういった、琴平対々のあれは、あくまでも私は平等的立場、ある面では平等かも分かりませんが、何か変則的なものが生まれているんじゃないかと思います。なお、各町議会でも、従前どおりでええが、という意見もかなり強かったように思いますし、最終的な分は仲多度南部消防議会では、新町の議会でその旨を諮ってくれということであったかと思います。それに関しては、この審議会に議員として出ておる議員さんの中にも、議会議員として、消防議会議員として出ておりますので、その旨十分意見等もあろうかと思いますが、認識を新たにして、この案件は十分に審議していただきたい、斯様に思います。</p>
高木議員	高木議員、答弁は。
議 長	いりますよ。
栗田 総務	総務課長 栗田 義郎君。
課長	高木議員さんのご質問でございますけれど、この議案7号につきましては、あくまでも南部消防の数の減少、組合規約の一部変更ということで、8人から4人に改めるということで、親議会の方へ同意を求められてきているということでの議案提案ということで認識しております。以上でございます。

<p>議 長 高木議員</p>	<p>高木議員。登壇してやってください。</p> <p>この議案に関しまして、各町3町から南部消防議会へ出ておりました。その件については、何回も議会で議案を出して練っております。なお、最終的な分が、琴平町議会では、新町まんのう町になった時に、定数に関して諮ってくれと。私は従前の満濃町議会では4と2ということで、全開一致でその旨を議会のほうに伝えてありますし、琴南町議会も4と2でええが、と。仲南の議員さんも4と2ということで、その後話は進展しておりません。そういった観点に立って、この南部消防の運営の負担行為の金額にしてでも3分の2、総務課長言いませんでしたけど、3分の2ほど負担しておるんじゃないかと思います。人口とってでも新まんのう町は2万、琴平町は1万としてでも若干3分の2と、とにかく人口面、それこそ住民の生命と財産を守る上の基本的な観点に立って、ほんとにこの不公平なそういった定数等の意見がすみずみまで聞けないような、こういった議員定数の削減はもつての外だという考えをもっております。なお、従前の議会に出ておられた議員さんは、十分その点承知しておられると思いますので、その辺も仲南、琴南の議員さんもこの議案に関しては、十分その議会議員としての出席しておる間の責任を十二分にこの場において発言していただき、この新議会に反映させていただきたい、斯様に思っております。ほんとに、これからの機関体制においても、いろんな面で各地区の公設の消防等増やしてくれというような体制になりましたが、旧の満濃町は経費削減、行財政改革の観点に立って、それでいけるんだからそれでいかんかという、そういった面、財政面から考えても、十二分に検討して、とにかく儉約するところはしていかんかという姿勢に立っておりますので、その辺十分ご理解していただきたい。執行部もその辺十分わきまえて、この件については、総務課長、前の町長、執行部、同席したうえで何遍も議論をしておりますので、旧の満濃町の議員さんも当然知っておることであって、全開一致で否決されております。その点を十分認識の上にこの議案審議を進めていただきたいと思います。斯様に思います。以上でございます。</p>
<p>小亀議員</p>	<p>質疑の局面でございますよね。</p>
<p>議 長</p>	<p>答弁をこっち先してもらおうから。</p>
<p>小亀議員</p>	<p>いえ答弁じゃなくて、今明らかに討論に入ってしまったので、何でしたら質疑を終了の動議としてお扱いいただけたらと思うんですが。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>末武議員</p>	<p>うちは一応、仲南町としては議長に一任ということで、議会は最終は締めくくっておったわけですが、その中でやはり説明があったのは、こういう緊急を要する人命を本当に守らないかんことだということで、南部消防の発足の時点から仲南、琴南は人数少ないけど2名ずつ配分しようということで、仲南も2名、琴南も2名、人口、予算に関係なく配分した、これが南部消防の主旨だっ</p>

末武議員	<p>たということを踏まえて、一応2名でもしょうがないから、しかし一応、満濃琴南さんと歩調を合わせてやってくれということで、仲南の議会は議長に一任をして、うちの方はそれでおわっております。だから、高木議長さんとの話の中で、うちの議長がこうだということを書いてたら、またそれはそれでうちもきちっと受け止めていかなければならないと、しかし、議会では議長に一任ということで、その主旨も踏まえて、みんなが相談してやってくれということで、うちは一応わかれています。</p>
議長 高尾議員	<p>高尾 幸男君。 今は質疑の時間だと思います。今までの状況をどうのこうのいう話ではないと思います。そういったことで、総務課長として今の現状を報告してください。以上です。</p>
議長 栗田課長	<p>総務課長 栗田 義郎君。 高尾議員さんのご質問にお答えしたいと思います。この議案につきましては、あくまでも南部消防組合の規約変更をお願いする議案でございますし、また地方公共団体の数の減少、今まで4つあったものが2つになりますよ、という、また組合規約を変更して8人のところを4人に改めますよ、とか、副管理者3人を1人に改める、また収入役を会計事務を司る者に改めると、これで議案審議をお願いしてご決定を賜りたいということですので、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。</p>
議長 大岡議員	<p>大岡 克三君。 今、栗田総務課長の答弁によりますと、条例の改正ということでありまして、当然こういった議案につきましては、中讃広域行政組合でもそうでありまして、組合議会でそれが可決されまして、各町に持ち帰るということであろうと思います。これについてもこういった形に南部消防組合で組合議会でそういう形で決しておるのかどうか、それを確認いたしております。</p>
議長	<p>報告だけします。その件については、日にちは知らせなければいけないんだったら、日にちは知らせます。この間の南部消防の議会で提案がありまして、承認をしてその結果をここに出してきた訳と私は思います。日にちについては定かでないので、提出するのであれば、日にちの提出はいたします。</p>
高木議員	<p>高木 堅君。 今、話聞きよったら、新の消防議会の議員として出てる議長とですね、議会から1名出ておりますね、暫定的に、その議員の中で審議会でそういった話があったということ、決まっとんやったら決まっとるいうことを何で言わんのかと、ほんだきんおかしいんです、話がおかしなってくるんですよ。決まっとんやったら決まっとるって言うてくれたらえんやけど、決まっとるいうこと自体おかしいんですよ、これ。これだけ大事なことは、当然全協等、また特別委員会とかつくて十二分に審議した上で議会人は議会人として、議会の意思を反映するために当然やらなんだからいかんこと。消防議会人として、議長も議員も欠けとるやな</p>

高木議員	<p>いですか、これ、とんでもないですよ。かつてこんな失態ないですよ。これを決まっという段階、プロセスが全然なっていないですよ、これ。そう思うでしょ。その辺なんか理解できんし、話がちぐはぐになっというし、こうこう審議会の分でこうこう、議長やってあんた同席しとんでしょう、消防議会。あんた、私に質疑言うた時、あんたの方から言うてくれたらいいんですよ。こうこうで何日か知らんけど、今言う、あんたの方でなくてもええけど、総務課長でも担当の課から、これ言うてくれたら我々も分かるし、その段階でパンとこう言うんですよ。その辺、いかげんでやったらいかんですよ、これ大事なもん。これ全部、予算伴っていくんですよ。とんでもないことですよ、もっと慎重にやらなんだらいかんと思います。</p>
議長 大西 豊 議員	<p>大西 議員。 この件、先ほどと重複しますが、地方自治法に則って、本来ならば定例会前の各常任委員会を開く、開けないならば、私が指摘したように全員協議会等をこういう重要な案件については事前に議員に周知をし、慎重審議をしてから議案に上程するのが本筋でなかろうかと思います。繰り返しますが、私は最初、委員長報告、議会運営委員長報告についての指摘をしましたが、やはり何を申しましても、地方自治法に則って、事を進めなければこういう問題も発生してきます。できるならば、議長にお願いし、休憩をいただき、全員協議会を開いていただいて、この件について、十二分に議員の意思の疎通を図ってもらって、きちんと議案として出していただき、採決をしていただきたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、暫時休憩をいたします。第1委員会室でお集まりいただいたらと思います。 休憩 11時42分</p>
議長	<p>それでは、休憩を戻して会議を再開いたします。 再開 13時20分 他に質疑はありませんか。 〔なし〕の声あり 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 これより委員会付託省略の件を起立により採決いたします。議案第7号について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立なしであります。 よって、議案第7号は委員会の付託を省略することは否決されました。 これより、委員会付託の件を起立により、採決いたします。議案第7号について、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託することに賛成の諸君の起立を求めます。</p>

<p>日程第12</p>	<p>議 長</p> <p>町 長</p> <p>議 長 栗田 総務 課長</p>	<p>「起立全員」でございます。</p> <p>よって、議案第7号については総務常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第12 議案第8号 平成18年度まんのう町一般会計予算(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>ただいま上程されました、議案第8号 平成18年度まんのう町一般会計予算につきまして、概要をご説明申し上げます。</p> <p>1ページをお開きください。18年度予算につきましては、これまでの合併協議会での調整や事務事業の一元化作業を踏まえ、現在執行中の暫定予算を吸収した予算としております。</p> <p>第1条で、予算の総額は、89億8518万3千円と定めております。旧3町の17年度当初予算合計額と比較して7億6千万円、率にしまして7.8%減額となっております。これは合併に伴う管理部門の経費削減や災害復旧費の減額などによるものであります。</p> <p>歳入につきましては、町税は、17億100万円、3900万円増。地方交付税は、38億700万円、3億3800万円増。国県支出金11億5千万円、2億7900万円の減。町債9億3700万円、2700万円減等であります。また、18年度は、繰越金見込みが把握できましたので、その一部2億7300万円といたしております。</p> <p>歳出につきましては、第1款 議会費から第14款 予備費までそれぞれ計上いたしております。</p> <p>第2条で、債務負担行為を行なう事項等を定めております。</p> <p>第3条で、地方債を定めております。地方債は、9億3670万円といたしております。</p> <p>第5条で、一時借入金を10億円といたしております。</p> <p>詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。</p> <p>総務課長 栗田 義郎君。</p> <p>それでは、平成18年度まんのう町一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>予算書とお手元にご配布申し上げます概要書を見比べながら、お願い申し上げます。</p> <p>予算総額は89億8518万3千円。17年度旧3町合計97億4477万3千円と対しますと、7億5959万円、7.8%減といたしております。</p> <p>まず、歳入についてご説明申し上げます。予算書3ページをお開きください。また事項別明細は11ページ目以降に記載してお</p>
--------------	---	--

<p>栗田 総務 課長</p>	<p>ります。概要書には2ページ目以降に記載をいたしております。また予算書の事項別明細書では、まんのう町の予算が最初であることから、前年額を0といたしておりますので、前年対比は概要書でご確認をお願いしたいというふうに思っております。歳入は、第1款 町税から第21款 町債までといたしております。</p> <p>第1款 町税は、第1項 町民税から第6項 入湯税まで合計17億168万4千円を計上いたしております。前年より3904万8千円増を見込んでおります。これにつきましては地方税法改正やたばこ税の増でございます。</p> <p>第2款 地方譲与税は、第1項 所得譲与税から第3項 地方道路譲与税まで合計2億9190万円を計上いたしております。</p> <p>第3款 利子割交付金1675万3千円、第4款 配当割交付金423万3千円、第5款 株式等譲渡所得割交付金327万2千円、第6款 地方消費税交付金1億7892万1千円、第7款 ゴルフ場利用税交付金6550万、第8款 自動車取得税交付金7531万8千円は、それぞれ計算式に基づき、一定割合をそれぞれの交付金として計上いたしております。</p> <p>第9款 地方特例交付金は恒久減税によるものと三位一体による国庫補助金の見直しによる削減に対する交付金であり、18年度は児童手当の改正による税源の一部が追加されることによる交付金として計上いたしております。</p> <p>第10款 地方交付税は38億700万円を計上いたしております。地方交付税は合併した市町は、旧町での積算の合計とされておりますが、地方交付税の削減により4億2200万円、12.1%減といたしております。また合併による臨時経費分として、特別交付税を合わせ7億6千万円を見込んでおり、全体として3億3800万円増として計上いたしております。</p> <p>第11款 交通安全対策特別交付金は440万は、計算式に基づき一定割合を交付金として計上いたしております。</p> <p>第12款 分担金及び負担金1億2189万5千と第13款 使用料及び手数料1億3189万5千円は旧町間で12款と13款で違って計上していたものを今回統一しまして、改めて増減をいたしております。</p> <p>第14款 国庫支出金は第1項 国庫負担金から第3項 国庫委託金まで3億9125万9千円を計上いたしております。国の補助金等の見直しによる民生費負担金の減少、教育費補助金の減少等と合併対策補助金の増によりまして、合計として6357万円の減額といたしております。</p> <p>第15款 県支出金は第1項 県負担金から第3項 県委託金まで7億5867万1千円を計上いたしております。災害復旧費の減、民生費負担金、民生費補助金の減、農林水産業費の減少と合併支援補助金の増により、合計としまして2億1494万9千円の減額として計上いたしております。</p> <p>第16款 財産収入1579万7千円は基金の運用利子、普通財産等の売払収入、造成地売払収入等でございます。</p> <p>第18款 繰入金は基金460万4千円は基金繰入金を計上いたしております。</p>
---------------------	---

栗田 総務 課長	<p>第19款 繰越金2億7319万9千円は、17年度の剰余金の戻しが立ちましたので計上いたしております。</p> <p>第20款 諸収入1億5433万円は、第1項 延滞金加算金及び過料から第5項 雑入までで、競艇事業収入と雑入では給食事業収入8700万等を計上いたしております。</p> <p>第21款 町債は9億3670万円を計上いたしております。建設事業による起債や減税補填債を含め、計上いたしております。</p>
栗田 総務 課長	<p>次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。予算書につきましては5、6ページまた事項別明細は37ページ目以降に記載をしております。概要書につきましては5ページ目以降に記載をいたしております。</p> <p>まず、目的別内訳では民生費が22.7%、総務費15.6%、教育費13.3%、公債費11.6%、農林水産業費10.5%などの順となっております。旧3町合計より7億5959万円の減であります。概ねすべての項目で減額いたしております。大きいのは災害復旧費で2億2848万3千円、公債費1億9615万5千円、議会費1億2107万6千円、土木費1億683万4千円等であります。一方、衛生費と民生費は住民サービスに起因する項目が増加しております。概要書の6ページで、性質別内訳を記載しております。義務的経費として37億8303万円5千円、構成割合42.1%で、人件費、扶助費、公債費からなっております。投資的経費としまして14億2890万9千円、17.9%、普通建設事業費と災害復旧費でございます。その他の経費としましては物件費、維持補修費、補助費等、また繰出金等でございます。</p> <p>目的別といたしまして、第1款 議会費は1億2605万1千円、議会運営に要する経費であり、職員3名を含め計上いたしております。議員総数が減少したことによるもの等で減少いたしております。</p> <p>第2款 総務費は14億541万8千円で、全体的な管理事務、企画調整事務に要する経費、及び地方公共団体の共通経費として計上いたしております。第1項 総務管理費から第6項 監査委員会であり、第1項 総務管理費は11億9087万6千円といたしております。一般管理費、文書広報費、財政管理費、会計管理費、財産管理費、企画管理費、自治振興費、交通安全対策費、かりんの里づくり事業費、情報通信費、町民相談費、支所及び出張諸費、総合センター費、集会場費として計上いたしております。第2項は徴税費として1億1662万1千円といたしております。第3項は戸籍住民登録費として5019万円5千円を第4項は選挙費として4622万円を、第5項は統計調査費として51万円を、第6項は監査委員会費として99万6千円をそれぞれ計上いたしております。この総務費につきましては人件費や広報、町政要覧作成、総合計画の作成、自治会等の経費、地方バス路線助成、かりん亭等の維持管理、オフトーク通信経費、支所費等を総務費として計上いたしております。</p> <p>第3款 民生費は20億3635万5千円で、住民が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するために必要な経費でありま</p>

<p>栗田 総務 課長</p>	<p>す。第1項 社会福祉費は14億2558万2千円といたしております。社会福祉総務費は、人件費と国保会計の繰出金等でございます。老人福祉費は、老人保健会計、介護保険会計の繰出金や老人福祉関連経費でございます。障害者福祉費は身体・知的障害者に関する費用であり、負担金補助及び交付金での修正対案を示しております。国民年金費、地方改善費、隣保館費としてそれぞれ計上いたしております。第2項は児童福祉費として6億226万3千円といたしております。児童福祉総務費は扶助費が大半でございます。保育所費は保育所運営費と私立保育所への委託料等でございます。児童措置費は児童手当給付費の制度改革により、大きく増額いたしております。児童館費は運営の経費でございます。第3項 災害救助費は851万円として、災害発生時のために計上いたしております。</p> <p>第4款 衛生費は8億6055万8千円で、住民が健康で衛生的な生活環境を保持するための経費であり、住民の健康づくり、環境衛生事業を含む保健衛生費、分別収集等の清掃費等でございます。第1項 保健衛生費は5億8022万2千円といたしております。保健衛生総務費として、人件費、特別会計繰出金や母子保健事業、老人保健事業としての集団検診、人間ドックの費用や健康づくり推進事業等の経費でございます。予防費としては、予防接種に必要な経費でございます。健康づくり温泉事業費としては、かりん温泉の維持管理経費でございます。環境衛生費としては人件費、火葬業務費用、合併処理事業に要する経費でございます。包括支援事業費としては、ケアプラン作成等経費でございます。第2項 清掃費は2億6573万円といたしております。し尿処理費、塵芥処理費、分別収集事業費、環境美事業費として、清掃業務についての経費でございます。第3項 上水道費は1460万6千円で、水道事業会計の繰出の経費でございます。</p> <p>第5款 労働費は371万5千円で、勤労青少年ホームの管理運営の費用でございます。</p> <p>第6款 農林水産業費は9億4651万3千円で農業振興、農業委員会、地籍調査事業、土地改良事業、林業事業、農業集落排水事業に経費で、農林業の産業振興に努める必要がありますが、土地改良事業につきましては、総額の削減を行っております。第1項 農業費は7億3971万4千円といたしております。農業委員会費としては、農業委員会に要する経費でございます。農業総務費としましては、人件費等の経費を計上いたしております。農業振興費としましては、ひまわりの里づくり推進事業、園芸かがわ産地構造改革総合対策事業、数量調整円滑化推進事業、中山間地域等直接支払事業等の県費、町費等の補助金が大半でございます。農地費としましては、土地改良事業の団体営、単県事業等で工事費と補助金が大半でございます。農村環境改善センター費としては、農改センターの維持管理の経費でございます。地籍調査費としては地籍調査の経費でございます。農業集落排水事業としましては、特別会計への繰出金でございます。第2項 林業費は2億679万円9千円で、林業総務費として造林事業等の委託料が大半でございます。林業事業費として、林道開設改良事業費の工事費が大半でございます。治山事業費としては治山事業の経</p>
---------------------	--

<p>栗田 総務 課長</p>	<p>費でございます。</p> <p>第7款 商工費は、4148万9千円で、将校振興、観光振興に要する経費であり、商工会助成、イベント関連経費と観光関係経費を計上いたしております。</p> <p>第8款 土木費は7億7509万7千円で、町道の建設維持を図る道路橋梁費、河川等の整備を図る河川費、公園整備等を図る都市計画費と住宅費であります。住民の生活環境基盤整備を目的とした経費であり、旧3町の継続事業を中心として計上いたしております。第2項 土木管理費は、3億8323万8千円といたしております。土木総務費としては、管理業務の経費でございます。道路橋梁維持費としては、町道の維持管理経費でございます。道路新設改良費としては、国庫補助事業の町道江畑線五毛線の改良工事と単県補助事業の改良工事、県営工事負担金等の経費でございます。第3項 河川費は1686万1千円として、河川総務費、砂防費、河川改良費、急傾斜地崩壊防止対策費として計上いたしております。第4項 につきましては、3億6914万5千円であり、都市計画総務費として総合公園整備事業の経費が大半でございます。公園費としては公園の管理経費でございます。公共下水道費としては特別会計の繰出金であります。第5項 住宅費は585万3千円で、町営住宅の維持管理経費であります。</p> <p>第9款 消防費は4億9905万4千円で、仲多度南部消防組合の負担金の常備消防費と非常備消防費として消防団、自衛消防団に対する経費と防災対策費としての防災関係経費でございます</p> <p>第10款 教育費は11億9460万3千円。第1項 教育総務費として1億8855万4千円、これは教育委員会費として、教育委員会等の経費、事務局として人件費、学校5日制対策としての経費であります。第2項 小学校費として3億5133万8千円、これは学校管理費として各小学校の管理運営費やスクールバス経費、旧小学校の施設管理費、また教育振興費として各小学校の教育振興費や学校建設費として琴南小学校の校舎、体育館の耐震補強、満濃南小学校の体育館の大規模改修、耐震補強、仲南小学校のプール改修、校舎改修の経費であります。第3項 中学校費として1億3206万6千円、これは学校管理費として、琴南、満濃中学校の管理運営費やスクールバス経費、教育振興費として各学校の教育振興費、また中学校建設費として、琴南中学校のアスベスト除去経費であります。第4項 幼稚園費として1億8810万7千円、これは6つあります幼稚園の管理運営費でございます。第5項 社会教育費として1億3414万2千円、これは社会教育総務費として、少年教育事業、家庭教育事業、文化財保護事業、同和教育事業、女性教育事業等に要する経費と、公民館費として各地区公民館管理運営経費や文化振興費として町民ホール、文化祭事業の経費、また国際交流費としての経費であります。第6項 保健体育費として2億39万6千円、これは保健体育総務費、体育施設費として各体育館の管理費と保健体育振興費や、給食場費として給食に関する経費であり、児童から徴収する給食費の経費、またふるさと交流バス事業に関する経費でございます。</p>
---------------------	---

	<p>栗田 総務課長</p>	<p>第11款 災害復旧費は194万8千円で、昨年の災害復旧事業の18年度発注分でございます。</p> <p>第12款 公債費は10億4435万3千円で、地方債の元金と利子分であります。減少につきましては、投資的経費の削減に基づくものでございます。</p> <p>第13款 諸支出金は4002万9千円、普通財産取得費、競艇組合負担金等であります。</p> <p>第14款 予備費は10億円を計上いたしております。</p> <p>なお各費目において、支出いたしております繰出金の総額といたしましては、10億6689万円となっております。予算書7ページで、債務負担行為として土地開発公社に対する債務保証、まんのう町総合計画策定事業と定めております。また8ページ目は地方債を定めております。合計9億3670万円でございます。予算書の121ページ目から124ページは人件費関係を記載いたしております。125ページは地方債の見込みに関する調書を記載させていただいております。以上、平成18年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
	<p>議 長</p>	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑はありますか。</p> <p>谷森議員。</p>
	<p>谷森議員</p>	<p>骨格的な質問と制限されておりますので、そいなことで質問いたします。</p> <p>まず、第1点であります。27ページに合併支援事業県交付金1億1250万円、県から交付されとる、こういうことですが、この分の事業、主な事業はどういう事業に充てるのか、これをお尋ねいたします。それから2つ目といたしまして、よく都市公園整備事業とか総合公園整備とかこういうなんがよく出るんですが、非常に似通っておりますし、また若干款項が違っておるということで、この違いあるいは関連性についてお尋ねいたします。それから3つ目といたしまして、自治振興費で交通対策費ということで、目の説明の中で交通政策費ということで、目の説明の中で町内巡回バス運行事業費あるいは交通政策費、それと若干こう関連しとるんかなと思たりはするんですが、福祉バス運行業務委託、巡回バス運行業務委託、あるいは病院通院補助金とかこういうようながあるので、紛らわしいので説明をいただいたらと思います。それから、いわゆる工事請負費いうんで、それぞれの目の中に工事請負費いうのがありますが、その分の関連の分をいろいろ見ておると、どういう工事をするのかいうんが分かりにくいので、今後もし可能であればこういう工事をいたしますよ、という説明が目の中にあればよく理解できると思うわけでございます。そういうことで、とりあえず今お尋ねいたしましたことについてのお答えをお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>総務課長 栗田 義郎君。</p>

<p>栗田 総務 課長</p>	<p>谷森議員さんのご質問にお答えしたいと思うんですけど、一気に言われて、整理がまだできておりません。</p> <p>まず27ページの1億1250万円の合併支援事業の県補助金ということでございますけれど、これは合併に対して県の方から補助金をいただけるようになっております。昨年、一昨年まででしたら金額がもう少し多かったですけれども、18年度3月に合併した分について当初、県からいただける分が若干減ってきております。これについては、たしか3年間で総額いくらというような補助金をいただけるということで、今回計上させていただいております。それと今のバス関係でございますけれども、これにつきましては各費目によりまして、当然内容が変わってきております。ですから、バス1つとっても、スクールバスでありますと当然教育費の方から入っておりますし、例えば温泉の方の関係でございますと、福祉の方に入ってきております。また琴参バスの関係は自治振興費の交通うんぬんで予算計上させていただいておりますし、個々によって同じような感じでも全部違ってきております。これはまた改めて整理してご説明させていただきたいと思っておりますし、工事費関係でも同じでございますけれど、県なり国からいただく補助金については路線名決まっておりますけど、町の維持管理費的なやつというのは担当課の方で、また担当課と支所の関係もございますから、それはそういうことで個々の振り分けが当然起こりうるものだろうというふうに考えております。ちょっとすべてお答えできてるかどうか分かりませんが、基本的なこととしてお答えしたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>議 長 谷森議員</p>	<p>谷森 哲雄君。</p> <p>再度お尋ねいたしますが、交通政策費というので2915万6千円ですか、これがどういう交通政策があるのかお尋ねしたいのと、それと答弁漏れがあったかと思うんですが、都市公園整備と総合公園とか非常に紛らわしいんで、別個のものではないように思うし、それぞれ予算付けは別個になっておったりして、それぞれまた県からの補助金ですか、多く出てるんで、関連性いうんか、その違いについて説明いただきたい。それからもう1つですが、いわゆる従前の琴南町の場合には工事請負費いうて出るとる場合には、これはこういう工事ですよ、そういう説明が目の説明の中にあつたかと思うんですが、新しいまんのう町議会にはそういうなんがないし、その上の需用費とかいろんな関連の4、5件ですか見ても、どういう工事を請負委託するのかというんが分かりにくいのでお尋ね、今後においてそういう説明が、議員ですか、そういうなんができるのかどうかお尋ねいたします。それから、委員会のほうでお尋ねしたらと思うんですが、せつかくですので、病院通院補助金と、これはどういうことかなと思うんでお答えをお願いいたします。</p>
<p>議 長 栗田 総務 課長</p>	<p>総務課長 栗田 義郎君。</p> <p>谷森議員さんの、まずは都市計画総務費と公園費の違いということを言われたと思うんですけど、まずは都市計画総務費の中で総合公園の方はこちらで計上させていただいております。公園費というのは既存されておりますいろんな小っちゃい公園がござ</p>

栗田 総務 課長	<p>います。そのぶんの維持管理費というのが基本的な予算配分としております。ですから公園費の850万で、今の新しいまんのう町、方々に公園がありますけれども、その維持管理ということでございます。それと、交通政策いうんは何ページになるんでしょうか。これは45ページの19 負担金の中に生活バス路線維持補助金というのがございます。こんなん含めていうことですね、この3300万の大きなのは、琴参バスの関係が大半を占めております。ただそればかりでなくて、高校生の通学バスうんぬんというのもこの中に計上させていただいております。生活バス路線補助金うんぬんいうんを言われたと思うんですけども、これについてはページ数がわかりませんのであれなんですけど。59ページですが、これはタクシーの一部助成をしておった旧町がございいます。これについては継続ということで、予算のほうへは計上させていただいております。以上でございます。</p>
谷森議員 議 長 谷森議員	<p>最後の質問、3回目でございます。 どうぞ。 私が若干こう疑問に感じるのは、いわゆる都市公園とか総合公園とかこういうんなことで、栗田町長は選挙期間中あるいは所信表明の中で再検討したいと言明されておるんですが、私が思うのは、従前からの流れをみると、その前の満濃の香川町長の時代からいわゆる何となくその抱き合わせみたいなんで、どんどん予算付けが行われて、関連しとる施設いうんですか、事業が行われよると。それで今回も1億8千万円ですか、第1項区、第2項区、第3項区とそういうんを計画しておるいうことで予算が出てきておるわけなんです、当然これは健康生きがい施設とのかかなり関連が深いということで、片方がどんどん予算をつけて事業が進むということについて、若干の疑念を抱くんですが、この点について栗田町長のお答えをお願いしたらと思います。 （「委員会に付託しとんやきん、委員会でやってもらえ。」）</p>
谷森議員 議 長	<p>3回はできる、質問時間は30分はできる、私も30分するとかそんな気はないけど、こういう基本的なことについてお尋ねするんが悪いんですか。それなら議会の意味がないと違うですか。やはり十分、委員会やって、しかし基本的なことについてお尋ねするん、それで何で発言の制限するんですか。 基本的な話ですから、谷森議員分かりました。</p>
栗田 町 長	<p>栗田町長。 谷森議員さんの方からお話のありました総合公園と中核生きがい施設の関係でございますが、中核生きがい施設に関しましては、あくまでも高屋原の中核生きがい施設というのは、土地を町が提供して、その土地に県が中核生きがい施設を建てていただける金が出るということでありまして、今進めております総合公園ですか、高屋原の、これにつきましては中核生きがい施設とは別の時点で今まで進めておりましたし、今回の1億9千円につきましても、ほぼ国の方の予算が決定をしておりますので、一応形と</p>

町 長	して来年18年、19年、20年ぐらいには完結をいたしたい。中核生きがい施設とは別の観点で考えて参りたいとこのように思っております。
議 長	他に質疑はありませんか。 本屋敷議員。
本屋敷 議員	基本的なことを聞かせていただきたいんですが、今回18年度予算がこの時期に出てきましたけれど、パッと見ですね、3町の持ち寄りをそのまま合わせたような形の予算書になってると思うんですが、町長就任されてから、実質単年度収支の黒字化を目指した中でですね、今回その予算書の中にそれが盛り込まれているのかも気になるところでありまして、今後どうするのかというのを総務委員会の方で、ちょっと話し合っていたらと思うんですが、今回この予算の中でそういうことは盛り込んでいただけたのかどうかということだけお聞かせいただけたらと思います。
議 長	町長。
町 長	本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。今年度18年度の予算につきましては、あくまでも合併協議会で、今年度につきましては今までの行事とかいろんな面を引き続き継承してやっていこうというような理念がありましたので、それを基にあくまで18年度予算は組んでおります。その中で、できうる限り削減できるものは削減して、単年度収支黒字に近づけていこうと努力はいたしました。
大西 豊 議員	町長の考え方をお伺いします。今あの本屋敷議員が、私もちょうど単年度黒字についてお伺いしたかったんですけど、そのこと今町長の答弁がありましたので、財政力指数はどの程度改善されるものか、この予算によって、1点だけご質問させていただきます。
議 長	総務課長 栗田 義郎君。
栗田 総務 課長	大西議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず財政力指数の関係、これはもうご存知のとおり、数字的な話をするだけで、計算すれば0. なんぼという話になります。ですからこれが、財政が赤字になったから上がったとか下がったとか、黒字になったから上がったとか下がったとかいうのはまったく話が違うもんだと考えております。今、町長が申されたようにどうやって歳出を削減していくのか、どうやって住民福祉をよりよい方向に計上していくかというのが予算の作り方だと考えております。以上でございます。
議 長	大西 豊君。
大西議員	今、総務課長が言わんとしたことはよく分かります。基本的にはそういうことも大きな要因になるわけです。だから例えば県で

大西 豊 議員	<p>出しとるのは、最初、平成17年度当初予算に対しての財政力指数を出しとると思うんです。それでもう17年度はおわっておるんで、そういう数字もやはりこれからは考えていかなければやっていけないわけです。従来どおりの3割時のままでいっていったから、こういう指数になったわけです。すべてではないですけど、1つの指数にはなるとしますので、計算したハンドブックの後ろにも書いておりますけど、標準財政収入に対する支出ゆうことで、やはりこういうことも、私は今回の選挙において、住民の方もだいぶ関心がありましたので、執行者におかれましては各課長におかれまして、そういうことを念頭において事業を進めていただきたいと思います。</p>
議 長 小亀議員	<p>小亀 重喜君。 2番 小亀です。今の論議に関係することになるかと思うんですが、今回の予算の中の概括的な問いかけになるかと思うんですが、それぞれの項目の中に13とされております委託料という項目があるわけなんです。その委託料につきまして、実は私、資産的にそれぞれの課の委託料を全部積算してみたんです。そしたら、驚くことに7億4千万以上の委託料があります。それというのは、庁舎から外へ出て行くお金であります。本来委託行為というのは、本来庁舎内、職員がやるべきものを委託してるという部分がいくらかあると思うんです。先ほど財政力指数等のお話があるかと思うんですが、要は、どこから削り込んでいくかという指針としたら、要は、外へ出て行ってるものをなんとかうちの職員でできないか、とそういうふうな審議が十分になされたかどうかというのが、実は1つは疑問です。ですから、委託料に対する詳細吟味の補足資料的なものを、総務のほうで付託されるわけなんですけど、それまでにもう少し、これはどうしても外へ出さなければいけないもの、これはひよっとしたら中ではできないかというようなものを選別することによって、その7億某かの内のたとえ数%でも内政化できましたらコストダウンになるはずなんです。そのあたりの吟味というのをいっしょにやっていただけないかということと、もしなければそれを是非用意していただきたい、という発言でございます。以上です。</p>
議 長 栗田 総務 課長	<p>総務課長 栗田 義郎君。 今の小亀議員さんのご質問にお答えしたいと思います。13の委託料につきましては、いろんな委託がございます。当然、我々にはどうしようもない委託料と当然我々で何とかできないかという委託料も、これは検討していきたいと思っております。委託料の分につきましては、個々にすべて委託料がございますので、改めてそれについては委員会等でお示しをしていきたいと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)</p>

<p>日程第13</p>	<p>議長</p> <p>町長</p> <p>議長 寶智福祉 保健課長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第8号については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 〔異議なし〕の声あり 異議なしと認めます。よって議案第8号については、総務常任委員会に付託することに決しました。 日程第13 議案第9号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君。 ただいま上程されました、議案第9号まんのう町国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申しあげます。 127ページをお開きください。事業勘定は、予算額19億3491万3千円、直営診療施設勘定予算は3078万1千円といたしております。17年度旧3町合計より、事業勘定は1億4346万円の増、直診勘定は78万1千円の増といたしております。 まず、事業勘定は、ご存知のように医療制度が平成18年4月から診療報酬点数の見直しや、国会において先日可決されました本年10月からの一部患者の負担割合の増加、高額医療費の限度額の引き上げが行なわれました。農業や自営業者を国民健康保険は、就業構造の変化、年金受給者を中心とした無職者や高齢者の加入割合の増加及び医療費の増加などにより、国保を取巻く状況は厳しい状態にあります。保険給付費は、旧3町の医療費を推計して14億500万円を、老人保健拠出金を3億4700万円を、介護納付金を1億300万円等を計上いたしております。歳入では、国民健康保険税を5億4800万円、国庫支出金を5億4千万円、医療給付費を4億3400万円等を計上いたしております。 本年は、保険給付費に見合う国保税率とすべきではありますが、旧3町の税率に相違があり、大幅な税率改正は困難であることから、香川県から借入6千万円をあて、歳出に見合う歳入といたしております。 詳細につきましては、担当課長よりご説明申しあげます。 福祉保健課長 寶智 俊史君。 ただいまの議案第9号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計予算の詳細な説明をさせていただきます。 事項別明細135ページをお開き願ひます。まず歳入でございますけれども、国民健康保険税5億4764万9千円を見込んでおります。内訳は、一般の方が4億2391万3千円、退職の方が1億2373万6千円でございます。</p>
--------------	---	--

<p>寶智福祉 保健課長</p>	<p>第2款 使用料及び手数料は3万4千円を計上いたしております。</p> <p>第3款 国庫支出金は5億4026万7千円を見込んでおります。この内訳は国庫の負担金が3億8924万円、国庫の補助金が1億5102万7千円でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。療養給付費交付金でございますけれど、4億3390万4千円でございます。</p> <p>第5款 県支出金は7089万7千円を計上いたしております。県負担金、県補助金の合計額でございます。</p> <p>第7款 共同事業交付金、高額医療の共同事業交付金でございますけれども、これは2942万4千円を計上いたしております。</p> <p>第8款 財産収入が7万6千円</p> <p>第9款 繰入金、一般会計よりの繰入金でございますけれど2億570万3千円を計上いたしております。</p> <p>第10款 繰越金でございますけれど、4450万8千円を計上いたしております。</p> <p>続きまして137ページの第11款 諸収入でございますけれども、延滞金及び預金利子等でございます。245万1千円を計上いたしております。</p> <p>第12款 町債でございますけれども、先ほど町長のおっしゃってございましたけど、県より6千万の借入、激変緩和措置として借入を行う予定にしております。これにつきましては131ページをお開きください。第2表 地方債のところで明記をしております。1年間据え置き、無利子ということで、19年から21年度3年間にわたって返済の予定でございます。</p> <p>続きまして歳出の方、ご説明を申し上げます。138ページの方お開きください。</p> <p>第1款 総務費でございますけれど、1131万5千円を計上いたしております。内訳は一般管理費、連合会の負担金でございます。第2項 徴税费90万を予定いたしております。</p> <p>第2款 保険給付費でございますけれど、第1項 療養諸費が12億5267万円、後、第5項 審査支払手数料まで合わせまして、14億505万4千円でございます。第2項 高額療養費は1億3736万円を計上いたしております。内容といたしまして、一般の被保険者の高額療養費、退職の高額療養費等でございます。</p> <p>続きまして140ページをお開きください。なお、第4項の出産一時金900万円、現在出産一時金1件当たり30万ですけれど、30名を予定いたしております。それと、葬祭費の方は600万円の計上でございます。200名ということで予定をいたしております。</p> <p>第3款 老人保健の拠出金3億4717万5千円を計上いたしております。</p>
----------------------	---

<p>寶智福祉 保健課長</p>	<p>第4款 介護納付金1億297万5千円を計上いたしております。</p> <p>第5款 共同事業の拠出金4211万3千円を計上いたしております。</p> <p>第6款 保健事業費として456万円を挙げさせていただいております。</p> <p>第7款 基金積立金100万1千円</p> <p>第8款 公債費として存目で3千円です。</p> <p>次のページ142ページになりますが、9款 諸支出金として771万7千円を計上いたしております。1項 償還金及び還付加算金、以下退職被保険者等還付加算金の合計であります。それと繰出金がありますけど、651万円は直営の診療勘定の繰出金でございます。</p> <p>第10款 予備費につきましては、1300万を計上いたしまして、合計が19億3491万3千円というものでございます。</p> <p>次に、直営診療施設勘定についてご説明申し上げます。</p> <p>147ページ、歳入からご説明申し上げます。診療収入1370万円を予定しております。県支出金存目1千円でございます。繰入金1662万9千円で、一般会計の繰入金と事業勘定よりの繰入金でございます。諸収入で45万1千円、預金利子等でございます。歳入合計が3078万1千円でございます。</p> <p>歳出でございます。148ページでございます。</p> <p>総務費で一般管理費が2561万2千円でございます。主なものは職員給与費等々でございます。</p> <p>第2款 医業費 486万9千円を計上いたしております。</p> <p>第5款 予備費で30万円、合計で3078万1千円という予算でございます。</p> <p>ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>これをもって提案理由の説明をおわります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>谷森 哲雄議員。</p>
<p>谷森議員</p>	<p>基金の残高をお願いいたします。それからもう1点ですが、出産育児一時金ですか、一般会計で出産祝い金、国保会計で9百万ですか、これは国保の被保険者は一般会計から出る分に上乗せということですか、お尋ねいたします。</p>

日程第14	寶智福祉 保健課長	<p>ただいまの谷森議員さんのご質問にお答えいたします。基金は合併時に償還いたしまして、基金はございません。それで、出産一時金でございますけれども、これは国保加入者のみでございます。で、出産祝い金というのは保険に関係なく、支給するものでございます。以上です。</p>
	議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第9号については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案9号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。</p>
	町 長	<p>日程第14 議案第10号 平成18年度まんのう町老人保健特別会計予算(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>ただいま上程されました、議案第10号 平成18年度まんのう町老人保健特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>153ページをお開きください。予算総額は30億2523万3千円といたしております。17年度旧3町合計より1682万6千円の増額であります。</p> <p>歳入は、支払基金交付金16億52万8千円、国県支出金11億6278万4千円、一般会計繰入金2億4489万円等であります。歳出の大半は、医療諸費の29億9996万4千円であります。</p> <p>老人保健につきましても、国民健康保険と同じように、診療報酬点数の見直し、一部患者の負担割合の増加、高額医療費の限度額の引き上げを考慮して、17年度の医療の給付に基づき18年度を推計いたしております。</p>
	議 長	<p>詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。</p>
	寶智福祉 保健課長	<p>福祉保健課 寶智 俊史君。</p> <p>老人保健特別会計のご説明の前に、先ほどの谷森議員さんのご質問の発言に誤りがありましたので訂正させていただきます。国民健康保険の基金でございますけれども、1億2755万円でございます。訂正してお詫びを申し上げます。</p>

	<p>寶智福祉 保健課長</p>	<p>それでは、老人保健の事項別明細の155ページをお開きください。歳入歳出合わせまして、30億2523万3千円の予算でございますけれども、まず歳入の方でございます。支払基金の交付金16億52万8千円でございます。これには1の医療費交付金及び審査支払手数料の交付金であります。国庫支出金といたしまして、9億2692万3千円でございます。県支出金としまして、2億3586万1千円でございます。繰入金、一般会計よりの繰入金でございますけれども、2億4485万9千円を計上いたしております。繰越金が1705万円であります。諸収入が1万2千円を計上いたしております。次の160ページでありますけれども、預金利子が2千円、雑入で7千円ということで、合計が30億2523万3千円ということでございます。</p> <p>161ページの歳出でございますけれども、総務費で697万9千円、医療諸費29億9996万4千円ということでございます。これは第1目の医療諸費から第3の審査支払手数料まででございます。次に4の諸支出金で、これは償還金が主なものでございますけれども、これは1729万円を計上させていただいております。第5款の予備費として100万円を計上いたしております。合計30億2523万3千円というものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由及びその説明をおわります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第10号については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案10号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。</p>
<p>日程第15</p>	<p>議 長</p> <p>町 長</p>	<p>日程第15 議案第11号 平成18年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>ただいま上程されました、議案第11号 平成18年度まんのう町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>163ページをお開きください。歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8733万円と定めるものでございます。</p> <p>歳入につきましては、保険料として2億9097万6千円、これは65歳以上の1号被保険者の保険料として納付いただいているものです。国県支出金として6億8192万5千円、支払基金交付金として5億3382万3千円、これは40歳から64歳までの2号被保険者から納付いただい</p>

<p>町 長</p> <p>議 長</p> <p>細川 包 括 支 援 セ ン タ ー 室 長</p>	<p>ている保険料で社会保険支払基金から交付されています。一般会計より繰入金として2億6058万6千円、これは事業費に対して応分の割合で負担するものです。つぎに歳出についてですが、大半は保険給付費として17億48万5千円であります。介護保険法の改正に伴い、本年度新たに創設されました地域支援事業費として3581万4千円といたしております。</p> <p>17年度旧3町合計より9044万9千円の減となっています。これは、介護保険の事業量推計が3年ごとに行われていますが、本年度がちょうどその見直し時期になっていますのと、介護保険制度の改正によるものが考えられます。</p> <p>詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。</p> <p>地域包括支援センター室長 細川 憲志君。</p> <p>介護保険についてご説明させていただきます。予算書の事項別明細169ページをお開けいただけます。</p> <p>まず歳入についてですけれども、第1款 保険料といたしまして2億9097万6千円、これは1号被保険者、65歳以上の方に負担していただいているものでございまして、主に年金から特別徴収されております。</p> <p>第2款の分担金及び負担金についてですが、今後、地域支援事業を推進していく中で、食事代、それから材料代等、利用者負担等が発生した場合に備えて存目として計上させていただいております。</p> <p>第4款 国庫支出金でございますが、4億923万4千円、これは給付費に対する負担割合に応じて支出される国庫負担金として2億8751万9千円とそれから75歳以上の後期高齢者人口数と低所得者の所得格差で生じる地域間格差を是正するために、交付される調整交付金というのがございますけれど、その調整交付金として1億1052万2千円、それから地域支援事業交付金として1119万3千円を計上させていただいております。</p> <p>第5款の支払基金交付金でございますけれど、5億3382万3千円については次のページをお開きください。40歳から64歳までの方に国保、社会保険料の中で介護分として負担していただいているもので、介護給付費交付金として5億2724万1千円、地域支援事業交付金として658万2千円、社会保険支払基金から交付されます。</p> <p>第6款の県支出金ですけれども、2億7269万1千円のうち、介護給付費負担金として2億6706万2千円、補助金として559万5千円が交付されます。県委託金の3万3千円については、2号被保険者の方で生活保護の該当者の介護保険事務にかかる委託料でございます。</p> <p>続きまして第9款の繰入金について2億6058万6千円については、一般会計より事務費給付費、地域支援事業の負担割合によって繰り入れるものがございます。</p> <p>10款の繰越金ですが、2千万計上させていただいてますが、17年度の決算、まだ確定しておりませんので、一応暫定で計上</p>
---	--

<p>細川包括 支援セン ター室長</p>	<p>させていただきます。</p> <p>続きまして、172ページの歳出についてご説明させていただきます。</p> <p>第1款の総務費としまして、2808万9千円、一般管理費として261万5千円、介護支援センター費として435万1千円、それから介護認定審査費として1996万3千円、うち主には中讃広域介護認定審査会の負担金として785万8千円、主治医意見書記載料として630万、それから介護事業所による訪問調査認定委託料として391万2千円を計上いたしております。</p> <p>2款の保険給付費として17億48万5千円のうち、大きくは介護度1から5の方を対象に介護サービス費を要支援1、2の方を対象に支援サービス費に分かれております。介護サービス費14億2856万8千円の内訳は、居宅介護サービス給付費として3億3160万8千円、それから施設介護サービス給付費として9億9861万7千円、それから新たに創設されました地域密着型介護サービス給付費として1千万円、これは認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護等が予定されております。地域密着型施設介護サービス給付費として4980万8千円、これは認知症対応型共同生活介護、グループホームと呼ばれておりますけれど、その入所に対して応分の負担をしているものです。それから居宅介護サービス計画給付費として2650万3千円、これはケアプラン作成でございます。次に支援サービス費として2億806万3千円の主なもの、介護予防サービス給付費1億849万4千8千円、それから要支援1、2の在宅の方の給付費でございます、地域密着型の介護予防サービス費として298万5千円、介護予防福祉用具購入費として173万7千円、介護予防住宅改修費として508万7千円、介護予防サービス計画給付費として1180万をそれぞれ計上させていただきます。その他諸費としまして、審査支払手数料として359万9千円、高額介護サービス費として2145万1千円、これは自己負担がある一定の額を超えたときに、負担が軽減されるものです。それから特定入所者介護サービス費として3880万4千円、これは昨年10月からの食費、居住費の利用者負担制度導入により、減額措置者の補助給付を行うものでございます。それから5番の地域支援事業費の3581万4千円についてご説明申し上げます。地域のすべての高齢者を対象に、これからも元気で介護が必要とならないためのサービスを提供する事業でございます。主な事業内容として、介護予防事業費として1628万4千円、包括的支援事業・任意事業費として1953万円を予定しております。介護予防事業費として特定高齢者施策、要支援、要介護状態になる可能性が一般高齢者に比べ、高いと考えられる方々、と一般高齢者施策に分かれます。サービス内容は運動機能向上、それから栄養改善、口腔機能の向上、食物の摂取とか飲み込みとか、そういう機能の向上を支援するもの、それから閉じこもり予防支援、それから認知症の予防支援、うつ病の予防支援などを実施します。包括的支援事業では、介護予防ケアマネジメント事業で、具体的な介護予防の目標とかこれからの取り組みについて計画を立ててまいります。総合相談事業で、高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応支援を実施します。権利擁護事業とし</p>
-------------------------------	---

細川包括 支援セン ター室長	て、高齢者に対する虐待防止事業を実施します。それから成年後見人制度の利用支援等を考えております。それから包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では、ケアマネージャーへの支援やネットワーク作りを行います。任意事業として、家族介護教室、介護者がおられる家族の方に対して家族介護教室、交流事業など、家族介護支援事業を行います。後、予備費といたしまして百万円、それから諸支出金で2010万1千円計上しておりますけれども、その内償還金として、現在確定しております介護給付費負担金、返還金として2千万を計上させていただいております。以上よろしくお願ひ申し上げます。
議 長	これをもって提案理由及びその説明をおわります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
谷森議員	谷森 哲雄議員。 介護保険でそれぞれの施設介護とか居宅介護とか居宅介護のサービス給付費、施設介護のサービス給付費とあるわけですが、ほとんどがいわゆる正友会あるいは民間のサービス事業者あるいはまんのう町の社会福祉協議会が在宅介護のサービスをしていると聞いておりますが、そういうところへ給付されるのが常であって、いわゆる介護を受ける個人には特例居宅介護サービスの住宅介護とかそういうようなのが、介護を受ける人に個人的に給付されると、それ以外については一般会計の在宅介護これしかないということですか。
議 長	支援センター室長 細川 憲志君。
細川包括 支援セン ター室長	ただ今の谷森議員さんのご質問にお答えさせていただきます。介護給付費はですね、介護保険制度に則って施設介護とか在宅介護等のかかる費用、本人さんが1割負担です。9割については先ほど申しあげました国庫支出金とか支払基金交付金、それから保険料等々でまかなっております。なお、介護保険制度以外の介護に対するサービスといたしまして、一般会計のほうで給食サービスとかそれから緊急通報体制の整備とか、軽度生活援助とかそれから大きなものでは介護給付費といたしまして、介護を行っている家族の方に月2万円を支払う制度とか、これは一般会計の方で措置しております。
谷森議員	他に質疑はありませんか。
細川包括 支援セン ター室長	地域密着型介護サービスの内容を。新しくできたということなのですが。 ただいまのご質問に対して。地域密着型介護サービスと申しまして、今行っておりますのが認知症対応型共同生活介護ということで、グループホーム、そこへ入所されとる方の支援ですね、それから一応、日帰りのサービス、住み慣れた地域で利用できる、まんのう町でお住まいの方に限られております。それから認知症対応型の通所介護とか夜間対応訪問介護とかそういうのが挙げられます。

議長	他に質疑はありませんか。
大西豊	大西 豊君。
議員	17億8733万の事業の中で、ほとんどが業務の委託をされておる中で、介護保険制度ができて概ね5年が経過する中で、医療の制度も大きく変わってくる中で、近隣の町におきましても、病院を縮小し、医院にし、無床の病院になったり、病院経営が非常に厳しい状況の中で、全国的に介護保険の制度を悪用した不正がある中で、介護保険法の中で町の責務として、必要に応じて書類等提出をし、調査することができるかと謳われておりますが、こういう状況の中で、そういう調査を年に1回か2回かする予定はあるんですか。
議長	細川 憲志君。
細川包括 支援センター 室長	失礼します。大西議員さんの質問にお答えさせていただきます。 一応、詳しくは、私まだ不慣れでございまして、どういう制度でこういうのが出とるのか明確なお答えはできませんけれども、一応、事業者に対する調査というのは行うようになると思います。県等のご支援をいただきながらやっていくようになると思います。
大西豊 議員	私の質問に対して誠意ある回答をいただきましてありがとうございます。過去においてはああいう不正があったのにも関わらず、調査もせず、適正に行われておるとの答弁でありました。特に今回、ほんとうにいろいろ課が多くなって、職員の多い中で、職員の対応をちゃんとしていただき、担当課として住民の納得のいくような政治をやっていただきたいと思います。特に、住民の声、これ以外の問題でも同じですけど、やはり不審とか疑問に思っどることについては、担当課長が率先して取り組んでいただきたいと思います。
議長	他に質疑はありませんか。
	〔なし〕の声あり
	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
	お諮りいたします。議案第11号については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思ます。これにご異議ありませんか。
	〔異議なし〕の声あり
	異議なしと認めます。よって議案11号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。
	議場の時計で、3時10分まで休憩といたします。
	休憩 14時54分

<p>宮地 琴南 支所長</p>	<p>それでは歳入についてご説明申し上げます。189ページをお開き願ったらと思います。</p> <p>1 款の診療収入でございますが9 3 7 8 万円、1 項の外来収入も9 3 7 8 万円、内訳としまして国民健康保険診療収入としまして9 1 2 万円、社会保険診療収入で7 3 8 万円、老人保健診療収入で5 8 9 6 万円、一部負担収入でございますが1 2 2 4 万円、その他診療収入で6 0 8 万円でございます。</p> <p>2 款の使用料及び手数料ですが7 7 万円を計上いたしまして、その内訳といたしましては、使用料で1 目の土木使用料で2 4 万でございます。これに係りますのは備考欄に書いてありますように、医師の住宅使用料ということになっております。手数料でございますが、5 3 万円を計上しております、これは診断書等の文書料でございます。</p> <p>また県支出金でございますが、このものは存目で計上しておるわけでございます。</p> <p>また繰入金に関しても、存目で計上させていただいております。</p> <p>繰越金でございますが、3 2 0 万円を充当させていただいたところでございます。</p> <p>また諸収入では2 4 万8 千円。主には雑入で2 4 万8 千円ということになっております。</p> <p>合わせまして、歳入合計が9 8 0 0 万円ということに予算を計上させていただいたところでございます。</p> <p>続きまして歳出の方をご説明申し上げます。1 9 1 ページをお開き願ったらと思います。</p> <p>第1 款の総務費、第1 項の施設管理費、1 目の一般管理費でございますが、本年度予算額5 7 7 1 万でございます。その内訳といたしまして、主に人件費として3 8 4 6 万1 千円でございます。その内訳といたしましては、医師1 名、あるいは看護師3 名の給料で1 7 8 8 万5 千円、また職員手当等で1 6 7 5 万5 千円、共済費で2 0 万6 千円、また共済費の中におきましては、臨時雇用看護師の社会保険料等も3 8 万5 千円、計上しております。賃金におきましては、3 6 0 万7 千円を計上しております、これは看護師1 名の臨時雇用賃金でございます、が2 8 0 万9 千円ということになっております。また医師の緊急雇用代替賃金といたしまして7 9 万8 千円を計上させていただいたところでございます。また旅費におきましては、3 5 万円を計上しております、代替医師の費用弁償に1 0 万円、また職員等の県内普通旅費といたしまして2 5 万円を計上させていただいております。また需用費でございますが、消耗品費として3 7 万円、これは事務用の消耗品でございます。また燃料につきましては1 8 万8 千円、食料で5 万円、またカルテ等の印刷費といたしまして、印刷製本費1 7 万円を計上させていただいたところでございます。高熱水費でございますが、主に電気代等でございます、1 4 9 万を計上させていただいたところでございます。また施設整備関係につきましては、修繕費で8 0 万円を計上させていただいております。従いまして、需用費といたしましては、</p>
----------------------	---

<p>宮地 琴南 支所長</p>	<p>306万8千円を計上させていただいております。また役務費につきましては、通信運搬費として45万6千円、その他医師保険料といたしまして20万1千円を計上し、役務費といたしましては65万7千円を計上させていただいております。また委託料でございますが、723万を計上しております、施設の管理委託といたしまして34万3千円、また医療用機械等の保守点検委託料といたしまして72万円、個人レントゲン線測量委託、これはレントゲンの部屋の放射線測量の分ですが、その委託で5万7千円、医療廃棄物等処理委託料で30万円、また医師の代替派遣委託料として581万円を計上させていただいております。なお本年度につきましては、医師の特別休暇に伴いまして、代替医師の派遣委託、特別のものが239万9千円を計上させていただいております。また、使用料及び賃借料でございますが、この分は電話、事務機によるリース料が主でございます。また備品購入といたしまして、10万円を計上させていただいております。次のページをお開き願ったら特別会計思います。負担金及び交付費ですが、主には退職手当組合等の負担金が主でございます。269万9千円を計上させていただいております。</p> <p>次に2款の医業費、1項 医業費、1目 医療用機械器具費でございますが、3970万円を計上させていただいております、医療用機械器具費につきましては646万円を計上させていただいております。なおここで、節のところでございますが、使用料及び賃借料で車借上料ということになってございます496万円でございますが、医療用機械器具の借上料でございますので、ご訂正方を申し上げたらというように思うわけです。このものに係ります医療用機械器具につきましては、ほとんどが酸素等の供給するものでございまして、それら諸々が係ってきておるわけでございます。続きまして医療用消耗器材費でございますが、864万を計上させていただいております、主には委託料の中でございますが、血液検査等の委託料588万円が主な要因でございます。また医療用衛生材料費でございますが、これは需用費の中で、医薬材料費が2196万円でございます。このものに係りますのは、レントゲンのフィルム、予防接種、点滴等によるものが主な要因でございます。</p> <p>続きまして、3款 施設整備費、1項 施設整備費、1目 施設整備費でございますが30万円を計上いたしております。このものに係りますものにつきましては、主に委託料でございます、医師の住宅清掃委託でございます。医師の異動によりまして代わった際に必要とするものでございまして、動かなければ不必要なところはありますけれど、ちょうど時期的にも3月末ということで、計上させていただいております。また予備費につきましては29万円を計上させていただいております、歳出合計9800万ということにさせていただいております。なお193ページに給与明細書関係、また194ページは級別職員数、また195ページにつきましては、昇給期間短縮等の資料をつけておりますので、お目通しをお願いしたらと思います。</p>
----------------------	---

<p>日程第17</p>	<p>宮地支所長 議 長</p> <p>議 長</p> <p>町 長</p>	<p>以上で説明をおわらせていただきます。ご審議の上、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由及びその説明をおわります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第12号については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案12号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第17 議案第13号 平成18年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>ただいま上程されました、議案第13号 平成18年度まんのう町簡易水道特別会計予算について、ご説明申しあげます。</p> <p>197ページをお開きください、第1条で予算総額は3億3466万5千円と定めるものでございます。第2項 歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、199ページ第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債は、200ページ、第2表 地方債のとおりであります。</p> <p>第3条 一時借入金の限度額は、地方自治法235条の3の第2項の規定により3千万円と定めようとするものであります。</p> <p>第4条については、歳出予算の流用について掲げております。</p> <p>なお、平成18年度 簡易水道事業の主な事業といたしましては、施政方針説明において報告させていただきました「前の川地区」未給水区域解消のための予算を計上いたしております。本事業は、本年度より3ヵ年計画により実施して参りたいと思っております。事業の主な内容は、給水人口82人、一日最大給水量19.7m³を計画いたしており、同地区内に加圧ポンプ室を設置し、標高400メートル地点の配水地に送水し、そこから配水管にて各戸に配水しようとするものです。総事業費は2億円を予定いたしております。18年度初年度分として、全体設計委託料として2109万1千円、配水管等布設工事費として3684万5千円、全体事業費 5793万6千円を計上しており、そのうち4830万5千円を国、県補助金、並びに簡易水道債、過疎債にて充当しようとして計画いたしております。</p>
--------------	--	---

<p>町 長 議 長 和 泉 水 道 課 長</p>	<p>なおその他の事業計画についての説明につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>水道課長 和泉 仁君。</p> <p>町長の提案理由の説明を受けまして、私の方からご説明をさせていただきます。</p> <p>それではですね、203ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書のまず歳入からご説明申し上げます。対前年比が表示されてございません。これは合併によりまして、まんのう町炭所簡易水道が企業会計となっております。そのようなことから対前年比が表示されていないことをまずお断り申し上げます。まず、分担金負担金としてでございますが63万1千円でございます。主なものといたしまして、新規加入分担金10件分を計上させていただいております。</p> <p>2番 使用料及び手数料でございますけれども、1億5679万円を計上させていただいております。まず現年分として1億5614万5千円、過年度分として60万円を計上させていただいております。本年度水道料金の引き下げをしたこともございまして、対前年比1207万円7千円の減額となっております。</p> <p>次、国庫支出金でございますけれども、2072万4千円を計上させていただいております。これは前の川の水道工事でございますけれども、補助対象事業費5181万円の4割の相当分でございます。</p> <p>次、県支出金でございます。先ほどの事業費の1割相当分でございます。合計いたしまして、2分の1を国券で賄おうということになってございます。</p> <p>財産収入でございますけれども、存目計上させていただいております。</p> <p>繰入金でございますけれども、一般会計からの繰入金1億2578万7千円を計上させていただいております。17年度を合計いたしますと、1億4054万9千円でございます。1476万2千円の減となっております。</p> <p>次のページをお開き下さい。繰越金でございますけれども、300万円を見込んでございます。</p> <p>諸収入は15万円を見込んでございます。</p> <p>町債といたしまして過疎対策事業債1120万円、並びに簡易水道事業債1120万を計上させていただいております。これは事業費の補助算の9割を借入金で賄うものでございます。</p> <p>以上、歳入合計いたしまして3億3466万5千円となっております。</p> <p>続きまして205ページをお開き下さい。歳出の内訳でございますが、総務費の中の一般管理費として、4764万9千円を計</p>
--	--

和泉水道課長	<p>上いたしております。主に職員5名分の給与費等計上させていただいております。なお、最後に節の説明の公課費でございますが、消費税が若干上がっております。これにつきましては、旧仲南地区の簡易水道でございますけれども、これが中間の予定申告を余儀なくされたということから一部上がっております。85万ほど上がっております。</p> <p>施設費でございますが、1億1935万5千円を予定しております。施設管理費といたしまして、5185万9千円を計上させていただいております。水道の施設管理費の主なものといたしまして、6箇所の浄水場がございます。このことから需用費、並びに委託料、その他を含めまして薬品代、電気代、並びに簡易水道全体で171kmの給水間がございます。その維持管理するための費用でございます。内訳といたしまして、右のように需用費から備品購入費までを計上させていただいております。施設整備費といたしまして、6749万6千円を計上させていただいております。目の説明の方に移りまして、施設整備費の956万の内訳でございますけれども、需用費の435万、これは簡易水道6箇所の計装機器の避雷機の予備部品、これを購入または修繕に充てるものです。並びに、工事請負費の460万がございますけれども、これは合併に伴います琴南仲南地区の集中監視装置をまんのう町高屋原にあります簡易水道管理事務所の方に移設するための工事費でございます。また先ほど町長からの説明にもありましたように、前の地区の未給水区域解消事業費として、5793万6千円を計上いたしております。</p> <p>次のページをお開き願ったと思います。公債費といたしまして1億6566万円の支出を予定しております。諸支出金として存目を計上し、予備費として200万を計上させていただいております。</p> <p>歳出合計といたしまして3億3466万5千円となっております。</p> <p>208ページ並びに209ページにつきましては職員の給与費の明細書を掲示させていただいておりますので、お目通しいただいたと思います。</p> <p>なお最後になりましたが、209ページに地方債の残高を明記しております。18年度末残高といたしまして、簡易水道債、並びに過疎債を合計といたしまして、18年度末16億6277万1千円を予定しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>これをもって提案理由及びその説明をおわります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>谷森 哲雄議員。</p>
谷森議員	<p>この簡易水道会計についてですが、いわゆる琴南で浄水いうんですか、水のろ過施設があるわけですが、そこで残渣いわゆる水垢いうんか、これを天日干で干して産業廃棄物として処分する、こういうことになっておるんですが、そのものがこの予算には出</p>

	谷森議員	てないように思うんですが、まだ搬出の時期が来てないのか、お尋ねいたします。それからですね、特にこの周辺地域では水道工事は100%とっていいぐらいのある業者が、名前いうても差し支えないかと思うんですが、扶桑建設が独占的に受注しておるんが現状かと思えます。それで県内で扶桑以外にはそういう業者がないのかどうか、お尋ねしたいと思います。いつも満濃地域で見ても扶桑がしておると。私はどういような入札過程をとっておるのか分かりませんが、この点について、今の2点お尋ねいたします。
	議長 和泉水道課長	水道課長 和泉 仁君。 自席でご説明させていただきます。まず、琴南地区の天日乾燥しょうの現状でございますけれど、先ほども言いましたように上水道といたしましては、簡易水道が6箇所、上水道会計の浄水場が2箇所ございます。そのうち琴南町の簡易水道の汚泥処理につきましては、高度処理型と申しまして、全天候型でございます。1日の処理能力が600tでございます、そのうちの汚泥が数量的には確認してございませんが、相当縮小された状況でございます。先だっても、担当のものが現場に赴きまして、手作業で自分ひとりでかきよせて、軽四に乗せて、今の高屋原の上水場に運んできて処理をする予定となっております。高屋原の上水場につきましては年間55tの汚泥が出ておりますけれど、それは産業廃棄物処理といたしまして、富士クリーンさんの方に搬入搬出をしております。そのための予算計上は行ってないのが現状でございます。それから、もう1つの水道事業の業者の件でございますけれど、なるほど扶桑建設工業さんが多く指名というか工事もされとります。我々水道事業管理者としましても、総合的な水道事業のメンテナンス及び管理、技術についてはですね、ちょっと他には類を見ない。ただ配管を埋めるときとか、電線を引くだけとか、こういった時にはいろいろな業者さんもあるわけでございますけれども、やはり総合的な維持管理、メンテナンスを考えますと、そこにどうしても重点的にお願いする、というのが今の現状のようでございます。今後どうするかということでございますけれど、それは後々いろいろと多方面相談しながらやっていきたいと、このように思っております。以上でございます。
	議長 谷森議員	谷森 哲雄君。 扶桑建設が県下で屈指の、技術的にも優れておる、というような説明だと思えますが、たとえばこれは高松から東へいってもそうですか、当然琴南の前の川地区で水道工事が実施されるわけですが、この場合に随意契約あるいは入札をとるのですか。お尋ねいたします。
	和泉水道課長	再度のご質問でございますけれども、これはまたまんのう町規約によりまして一応500万円以上につきましては、指名審査委員会を設けてございます。なるほど、入札となりますと5社以上というようなルールで行いますので、その時点で指名審査委員と協議しながら進めていきたいと思えます。なお、高松から東か西かという件でございますが、あまりそこまで込み入って調査した

<p>日程第18</p>	<p>和泉課長 議長</p> <p>町長</p> <p>議長 宮下環境 保全課長</p>	<p>ことがないので、ご答弁はちょっと難しいかと思えます。よろしくお願ひします。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第13号については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案13号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第18 議案第14号 平成18年度まんのう町下水道特別会計予算(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>ただいま上程されました、議案第14号平成18年度まんのう町下水道特別会計予算につきまして、ご説明申しあげます。</p> <p>211ページをお開きください。第1条で予算総額を2億4215万2千円と定めるものであります。</p> <p>第2条は、地方債を定めております。地方債は4620万円といたしております。</p> <p>第3条は、一時借入金を1億円といたしております。</p> <p>この特別会計は、まんのう町四條地区、仲南地区の一部で行なっております下水道事業の特別会計であります。</p> <p>詳細につきましては、担当課長よりご説明もうしあげます。</p> <p>環境保全課長 宮下 一行君。</p> <p>環境保全課の宮下です。ただいま町長から予算の総額を申し上げさせていただきましたが、内容についてご説明させていただきます。18年度の下水道特別会計予算の内容につきましては、下水道は満濃町、仲南町の一部地域で接続をしておるものでございまして、接続人口が1598人でこの接続率が63.74%となっております。今回特別会計予算の内容につきましては、ページが歳入219から220ページに内容を記載させていただいておりますが、歳入の方から説明させていただきます。歳入につきましては、分担金及び負担金でございます。これは下水道の受益者の負担金でございます。200万1千円を計上いたしております。約30から35戸の加入を見込んでおるところでございます。</p> <p>次に使用料及び手数料でございますが3053万4千円を計上いたしております。これは下水道の使用料金でございます。その</p>
--------------	--	--

<p>宮下環境 保全課長</p>	<p>他手数料といたしまして、督促手数料とか工事店の手数料とかを入れておりますのが3万3千円ほど入っておるところでございます。</p> <p>それと国庫補助金でございますが、今回公共下水道の事業を行うに当たりまして、国庫補助金といたしまして1500万をみこんでおります。また県補助金といたしましても、特別対策債の事業補助金といたしまして、50万円を予算計上いたしております。繰入金といたしましては、一般会計からの繰入金1億4480万2千円を計上いたしております。また、前年度の繰越金といたしまして301万円計上でございます。諸収入といたしましては、これは下水道の公社助成金というのが10万円ほどありますが、そういった諸収入で10万5千円を計上いたしております。歳入の町債という部分でございますが、起債といたしまして下水道債と資本費平準化債を借り入れる予定にいたしております。町債として借り入れるのを4620万円を予定いたしております。その中で下水道債が2300万円ほどその中でも補助分単独分に分かれておるわけでございます。それと資本費の平準化債2320万円を計上いたしておりますが、これは現在接続していない対象事業分がございますが、その分の借り入れということで別途に計上をいたしておるところでございます。歳入につきましては、以上のようなところでございます。</p> <p>それに基づきまして、歳出のほうでございますが、一般管理費では人件費が主でございますが、その中に報償費がございますが、これは受益者負担の全納報償金ということで60万円を計上いたしております。役務費では、口座振替の手数料、車両保険料、そういったものを計上しております。次に委託料でございますが、下水道の使用料の徴収委託料でございます。これが36万7千円を計上いたしております。それと一般管理費では、負担金補助及び交付金が2128万5千円を計上しております。これは中讃流域の下水道の方の負担金と維持負担金でございます。ここで2128万5千円を計上させていただいております。それと協議会の負担金もここで計上いたしておりますが、61万7千円でございます。後、公課費を142万1千円ほど挙げておりますが、これは消費税の修正申告等がございます。その分の返還金ということで142万1千円を計上させていただいております。業務管理費では、負担金補助及び交付金ということで17万円を計上しております。これは水洗便所の改造助成金、また資金を5から50万の間で融資を行っております。その利子補給分としての予算を計上いたしております。</p> <p>次に環境の管理費でございますが、需用費で150万ほど計上いたしております。これは主に光熱費ではマンホールポンプの5機分ありますけれど、その費用90万と、後は環境の修繕費60万でございます。それと役務費ではマンホールが故障した場合、電話が繋がっておりますので、電話代ということで26万円を計上いたしております。委託料でございますが、これは水質検査の委託料とマンホールポンプの維持管理委託料でございます。両方で153万5千円ほど計上いたしております。それと下水道施設</p>
----------------------	--

	<p>宮下環境 保全課長</p>	<p>整備費でございます。これが今年度行う事業をここで計上させていただいております。委託料といたしまして740万1千円でございます。この中には下水道台帳を整備しておりますが、その業務委託料で80万円ほど、それと変更許可設計業務委託料510万円、それと今年度生活排水処理計画委託料ということで、今年度18年度がちょうど生活排水全般の計画書作成の年になっておりまして、150万円を計上させていただいております。次に工事請負費でございますが、4100万円を計上いたしております。汚水官の敷設工事費でございます。補助分といたしましては3千万円ほどになると思います。単独分で1100万計上いたしております。場所につきましては、涌井地区の方を現在計画の中へ入れておるところでございます。後、補償費では水道管移設補償費で300万円を計上させていただいております。</p> <p>次に公債費でございます。これは起債のほうですが、現在まで下水道のほう進めておりますけれども、この起債の元金、利子の償還金を計上いたしておるものでございます。償還金の起債、元金の償還金で9547万7千円でございます。利子の償還金の方で4737万3千円でございます。</p> <p>予備費で50万計上ということで、下水道会計2億4215万2千円ということで計上させていただいております。</p>
	<p>議長</p>	<p>よろしくご審議いただきご決議賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもって提案理由及びその説明をおわります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>谷森 哲雄議員。</p>
	<p>谷森議員</p>	<p>この下水道事業につきまして、私かねがね疑問を持っておるわけなんです、事業費に相当な費用がかかる、そしてまた後々長年の負担が押し掛かってくると、相当な往年の負担がつかまとう、そういう中で三重県の名張市いうんですか、そこは住民がよく調べたその結果、まんのう町も推進しておりますが、小型合併浄化槽を推進するほうがずっといいと、そういうようなことで下水道工事をやめたと、それと2、3年前ですか、香川県が試算しておるのをみますと、下水道工事と個人の家庭の小型合併浄化槽設置と、費用でみますと5倍ぐらいかかると、こういうように資料がでとるわけでございます。そしてまた自然環境的に申し上げますと、下水道事業をすれば、河川とか用排水だとか、そういう所に流れ込むのは雨水しかない、そして、また山から少しづつ流れて川となるわけですが、そういう水しかない。ところが家庭用の小型浄化槽を推進すれば、従前どおり河川とか用排水だとか農業用排水には今までどおり水が流れる。そうすることによって、自然生活体系にも非常にいい。特に水が流れなくなれば、水質汚濁あるいは周辺の環境、あるいは水生生物とかさまざまな影響があるわけです。</p> <p>そういうことでありまして、私は今後まんのう町がどの程度下水事業を普及していくのか、やはりここら辺である程度見直し</p>

谷森議員		<p>て、できるならば個人の合併浄化槽を積極的に推進するのがいいのではないかと、例えば合併浄化槽であれば、1家庭に50万から80万補助しておれば、後はいっさい町がなんら出費はない、ところが公共下水道といえれば後々相当な負担が掛かる、まして自然環境、河川とか農業用排水に水はなくなる、魚もいなくなると、こういうことを考えますと、私はもう少し公共の下水道に対する認識を改めてほしいと思うんですが、この点、担当あるいは町長のお考えはいかがですか。</p>
議 長		<p>答弁者は誰ですか。</p>
谷森議員		<p>やはりこれは、町の重要な施策ですので、栗田町長お願いします。</p>
議 長		<p>町長 栗田 隆義君。</p>
町 長		<p>ただ今の谷森議員さんのご質問にお答えいたします。谷森議員さんから、公共下水道よりも合併処理槽に頭を切り替えたかどうかというご質問だと思いますが、今まんのう町におきましては、都市計画区域を設定いたしまして下水道を進めておる地域、それ以外の地域では合併処理を進めております。それぞれ地域の事情がございますので、それに合わせて今後とも進めてまいりたいと思いますし、その下水道事業でございますが、これが今からどの程度の範囲まで広がっていくかというのは、これからの計画次第でありますし、その費用対効果におきましても、山間部というんですか、家が離れとる所へいくとどうしても1軒あたりの負担が大きくなるということがございますので、それぞれの地域の特性に応じて事業を進めてまいりたいと、このように考えております。</p>
議 長		<p>谷森 哲雄君。</p>
谷森議員		<p>担当課長にお尋ねしますが、先ほど千百なんぼか対象者ですか、接続者の説明があったかと思うんですが、今までにいくら投資をして、いわゆる今後の予想される負担いうんですか、町が下水道事業に対していくら下水道会計に入れていかないかんか、そうすると1軒あたりいくらかと、こういうような数字も出るかと思うんですが、この分のお答えをお願いいたします。</p>
宮下環境		<p>下水道の今までの事業費ということでございますが、この予算の中に、起債の借入額が明記されております。226ページですね、この起債のほうの今度末の現在高という所で挙がっておるのが16億6959万1千円、これは国庫補助、県費補助もありまして、その補助残ですね、それを起債で借っとるわけですし、それを考えますとその倍は出てくるということでもございまして、今現在その数字は持っておりませんが、多額の費用がかかっているということでもございます。で、効果と効率化ということと言われるかと思いますが、まんのうのこの地域の密集したところ、今も本管がきておりますが、そういうところではこの下水管を普及していき、今後は集落の点在しておるところにつきましては、先ほどいわれた浄化槽の普及ということで、これも一般会計の方で補助金を掲載いたしておりますが、補助金対応でいきたいと思っております。それにまたまんのうでは特別会計、後でも出させてもらいますが、集落排水もございまして、それぞれの地域に応じた事業で取り組んでいくということで、いちばんに生活排水</p>

<p>宮下環境 保全課長 議長 谷森議員</p>	<p>の浄化を図っていくということで、取り組んでおるところでございます。事業費については、この起債の借り入れ残額を見ていただきましたら、この倍以上は事業費がでておるということで、ご理解いただけたらと思います。</p> <p>谷森 哲雄君。</p> <p>それでは、町長に再度、認識を改めていただいて、可能な限り農村、こういう環境いうんですか、非常に環境のいい所には合併処理槽を設置すると、そしてまた、担当課長にお願いするんですが、合併浄化槽の設置の申し込みをすれば、下水は下水管工事ができれば合併処理槽の補助金を出しとつても、公共の下水管に接続しなさいよ、という誓約書を取るようになっておるんですが、この点は非常に疑問を持つんですが、これは課長、どのような理由からでしょうか。</p>
<p>宮下環境 保全課長</p>	<p>ただいま、合併浄化槽を設置した方が、下水道へ繋ぐということですね、今現在、下水の区域は決まっておりますので、その区域の方は下水管を繋ぐということではしておりますが、この中で、単独浄化槽を入れとる方がおりますが、今は合併浄化槽になつておりますけれども、この浄化槽をいれて間がない方はですね、下水道をすぐ繋げないがということではしておりますが、町の補助金は今の下水道区域の方へは出していない、出さないというのが原則的でいっておるところでございます。下水道を進めると、その区域がちょうど18年度がこの区域の、計画の見直しがございますけれど、この区域が変わってくれば、そういう合併浄化槽を設置しとんだが、公共下水道へ繋がらないのか、というような疑問も出てこようかと思いますが、そこら辺り、計画書の作成の中で、十分検討していきたいと思っております。今、即その問題は、私は聞いてはないんですけれども、現在そういう内容がありましたら、協議をさせていただいたらと思います。</p>
<p>議長 末武議員</p>	<p>末武 弘道君。</p> <p>私はこういう認識をしとるんです。仲南町が下水道と合併浄化槽をやった時に、佐文地区が下水道に入とったわけです。それをやはり佐文は非常に高低差があるからなかなか難しいといったときに、なかなか断れなんだんです。というのが多度津にちゃんとそういう施設をしとるから、満濃は何戸、仲南は何戸いうて、全部できてすんどった。それを今更断るいうんはなんだ、と。もうちゃんと大本はできて、そっから満濃町はこれだけしなさいよ、仲南町はこれだけしなさいよと、ちゃんと大本ができとんのを、今勝手に変えということは、おそらく仲南が佐文を抜いたときに、非常に苦慮して陳情して頼んでいってやっとなら佐文地区を抜いたという経緯があつて、簡単にあんたお金がかかるから他でやったらええが、というわけには、制約上、私は難しいんじゃないかとそういう風に考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>白川 年男君。</p>

	白川（年） 議員	<p>今、60何%の加入率と、そういうふうに聞きましたけど、後にでてくると思いますが、長炭の簡易水道か、あの辺は約9%加入しとります。そういうんなんで四條とかこの辺は進めとるとは思うんですけど、町の方から進めとるもんか、自治体から勧めるとかいろいろしとるとは思うんですけど、接続率がかなり悪いですわね、本管に各家々が接続しとるのが60何%いよりましたね、67%、奨励しよるとは思うんですが、本管をひいても接続しなければ何の意味もならんと思うんですが、その辺と後、次に出てくると思いますが、仲南の方の合併浄化槽の補助率、それと、満濃の合併浄化槽の補助率は全然違うんです。その辺、同じまんのう町に合併したもので、その辺将来統合的にならんもんかとその辺の将来的な配慮、その辺をどういう風になつとるか、お聞かせ願いたいと思います。</p>
	議 長 高木議員	<p>高木 堅議員。 あのですね、白川議員さん、お宅の質問されとることは結構なことを質問されとんやけど、議長も執行部も考えてこれだけ時間をかけていっきよるのに、議事進行をスムーズに円滑にやっていくための配慮をせななんたら、だらだらだらだらして、これ議案上程された分についてはこれですよと、ちゃんと議長の方から言うてあげんとこれ分からんですよ、はっきりいうて。それが1点と、十分お願いしときます。さきほど末武議員さんが下水道に関して、佐文地区うんぬんということもありましたけど、ほんとにこの広域下水というのは、先ほど町長の方から説明がありましたけど、20数年前、これ私が初議会出たときに、おそらく広域事務組合でやとりましますので、それを今さら、この下水を推進しよる状況でございますので、執行者が言ったようにやはり地域性にあった公共下水等の整備を一刻も早く整備していくところはしていかなければいけないというのを、特に勘違いされたら困るきに申しときます。谷森議員さんも十分知っておられて質問されたんやと思うけど、末武議員さんが言うとおりでございますので、込み入って言えば、掘り返せば20数年前やから、そういった仲南も琴南も全部含めての善通寺も全部含めてのこれやとりましますので、十二分に理解していただいて、その推進を図っていただきたい、お願いしときます。以上。</p>
	議 長 白川議員 宮下環境 保全課長 加地議員	<p>ありがとうございます。白川年男議員、説明いるんですか。 いりますよ。 白川議員さんからのご質問、後、特別会計でも出てきますが、集落排水のことだと思いますが、その集落排水の繋いどる接続率は90%近い数字がいておるところです。下水道の方の接続につきましては、いろいろと皆様に呼びかけておるところでございますが、今現在のところ、家の実情等があるということですので、なかなか接続できてないというのが現状でございますが、これからも各家庭の方へ接続の普及をするように呼びかけていきたいと思っております。 （「委員会でやれよ、おまえ。本会議ぞ、おまえ。何でもかんでもやるんとかやうぞ」）</p>

日程第19	宮下環境 保全課長	合併処理浄化槽の特別会計はまた出てきますが、満濃町、琴南町の場合は補助金型でやっております。それも新しく補助金の額を設定いたしております、一般会計のところでは計上いたしておりますが、5人が50万、7人が70万、10人以上が90万ということにしております。今度、特別会計の分は後でまた説明させていただきますが、仲南町の場合は市町設置型という浄化槽でございます、これは毎月使用料を集めますので、今のところ負担が、今の補助金とは違った負担になっておるといことでございます。
	議長	他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。議案第14号については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思ます。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって議案14号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。
	町長	日程第19 議案第15号 平成18年度まんのう町農業水落排水特別会計予算(案)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君。 ただいま上程されました、議案第15号 平成18年度まんのう町農業集落排水特別会計予算についてご説明申しあげます。 227ページをお開きください。予算総額を3579万円と定めております。 第2条で一時借入金を1千万円といたしております。 この特別会計は、まんのう町炭所西地区の農業集落排水事業の管理を行なうためのものであります。 詳細は、担当課長よりご説明申しあげます。
	議長 宮下環境 保全課長	担当課長 宮下 一行君。 それでは、農業集落排水特別会計予算の内容について説明をさせていただきます。 予算総額は3579万円でございます。現在、供用世帯数が157世帯でございます。そのうち接続世帯が141と申すことで、先ほど申し上げましたが、89.8%の接続率でございます。それでは、歳入歳出の中で歳入の方から説明させていただきますが、歳入の方は233ページのところに具体的内容、項目を入れてあります。

	<p>宮下環境 保全課長</p>	<p>歳入では、分担金及び負担金は存目の1千円を計上いたしております。補助金について特にありません。繰入金といたしまして、一般会計の繰入金といたしまして3028万6千円でございます。また繰越金の前年度繰越も存目の1千円を計上いたしております。諸収入も存目の1千円でございます。集落排水の使用料及び手数料でございます。使用料が550万1千円を予算化させていただいております。歳入のほうは以上のような予算計上になっております。</p> <p>歳出の方でございますが、234ページのところが、歳出の項目でございます。歳出では、施設管理費で需用費を挙げておりますが、集落排水の処理施設がございまして、その処理施設の維持管理費を施設管理費の需用費で計上しております。388万6千円でございます。その中には施設の維持管理消耗品、特に光熱水、電気ガス水道代で183万6千円を計上いたしております。それと施設の破砕機、マンホールポンプの交換費として200万円を計上しております。後、役員費では、検査費として21万円ほど計上しております。特に委託料では635万円でございます。これは集落排水施設の保守点検委託料で155万、それと汚泥の抜き取り委託料で480万円を計上いたしております。後、負担金補助及び交付金では、協会費等の負担金で、4万1千円でございます。後、この排水事業の公債費、これも起債を借っておるわけございまして、起債の元金償還金といたしまして、1750万円を計上いたしております。起債の利子償還金といたしまして770万1千円を計上いたしております。後、予備費で10万計上ということで、総額3579万円の予算を計上いたしておりますのでどうぞよろしく願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>これをもって提案理由及びその説明をおわります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>高木 堅議員。</p>
	<p>高木議員</p>	<p>これも委員会付託、分かっとなやけど、ほんとに身近な地域に住んでいる関係上、たいへん関心をもっております。なお一般財源持ち出し等の軽減を図るためにも、先ほど、ある議員がちらっというておりましたけど、その加入率をですね、これ公共下水と違うんですよ、基本的に、執行者ように知ってくださいよ。公共下水と農業集落排水、この間隔というのは、公共下水はそなに締めくくりがきつうなかったですよ、農業集落排水は何年かの方にやりますと、ぜひともやりますと、その同意の印まで取って、受益者が出したんですよ。ほんだきん、課長が先ね、80何%よりましたかね、おかしいですよ。これはもう当然100%になって、農業集落排水事業はずっと推進していかないかん状態、それははよいうたら執行部の怠慢ですよ、これ。それと地域住民の議員さんたるものは、当然それに1日も早く、100%に近づくよう努力すべきであって、当然その辺を十分議員活動に盛り込んでいただいて、この農業集落排水の受益者負担、あくまでも軽減できるよう努力するのが、執行部なり議員の立場だと思いま</p>

<p>日程第20</p>	<p>高木議員 議長 宮下環境 保全課長 議長</p> <p>町長</p> <p>議長 宮下環境 保全課長</p>	<p>すので、極力お願いしときます。以上。</p> <p>宮下課長、登壇して。</p> <p>ただいまご意見いただきましたとおり、100%を目指して、住民に呼びかけて、早めに接続して参りたいと思いますので、皆さん方のご協力もよろしく願いできたらと思います。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第15号については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案15号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第20 議案第16号 平成18年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案) の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田 隆義君。</p> <p>ただいま上程されました、議案第16号 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算につきましてご説明申しあげます。</p> <p>237ページをお開きください。</p> <p>第1条で、予算総額を1億5662万4千円と定めております。</p> <p>第2条で、地方債をさだめております。地方債は4千万円といたしております。</p> <p>第3条で、一時借入金を3千万円といたしております。</p> <p>この特別会計は、仲南地区におきまして合併浄化槽を、国の補助事業により継続的に行なっている特別会計であります。</p> <p>詳細につきましては、担当課長よりご説明申しあげます。</p> <p>環境保全課長 宮下 一行君。</p> <p>議案第16号のまんのう町浄化槽整備推進事業について、説明をさせていただきます。</p> <p>この浄化槽につきましては、市町設置型であります。まんのう町の仲南地域を指定した事業でございます。現在浄化槽の設置は670戸でございます。平成9年から開始いたしまして、今現在まで進めておるところでございます。毎年100基の設置を目指</p>
--------------	---	--

<p>宮下環境 保全課長</p>	<p>してきたところでございます。その事業予算でございます。それでは説明をさせていただきますが、243ページに歳入の方の明細が入っております。</p> <p>歳入としては、分担金及び負担金でございます。これは受益者、設置者が負担をする負担金でございますが、1千万円を計上いたしております。負担額は、1割負担となっております。</p> <p>使用料及び手数料でございますが、これは浄化槽の使用料を毎月納入していただくものでございまして、1700万1千円を計上いたしております。それぞれ人槽によって毎月の定額になっておるところでございます。</p> <p>次に国庫補助金といたしましては、2996万6千円を計上いたしております。事業費の3分の1でございます。</p> <p>県補助金が890万円を予定いたしております。県の補助金は10分の1でございます。</p> <p>後、繰入金といたしまして、一般会計の方の繰入金で4475万7千円を計上いたしております。</p> <p>また繰越金では、前年度繰越金ということで500万の計上でございます。</p> <p>また、この事業にあたりましては、町債といたしまして4千万円を計上いたしておるところでございます。85%の充当事業ということで起債を借ることにいたしております。</p> <p>後、諸収入で100万円でございます。</p> <p>次に、歳出の方でございますが、ページが245、246のところ挙げておりますが、一般管理費では人件費と、あと需用費の事務費的なものを計上いたしております。需用費、役務費、負担金補助及び交付金、負担金も各種協議会の負担金等をここで計上いたしておるものでございます。一般管理費では、総務費的な事務費の予算を計上いたしておるものでございます。次に業務管理費でございますが、業務管理費の方は、負担金補助及び交付金で10万円を計上いたしております。これは下水道と同じく浄化槽の設置費する場合の融資の予算化でございます。5から50万の間で融資、無利子で融資をしましょうというその予算化をしておるものでございます。</p> <p>それと浄化槽の設置整備費では、需用費で普及啓発を、先ほども出しましたが、推進していかなければなりません。普及推進費で10万を計上いたしております。それと委託料では150万の計上でございます。これは浄化槽の事業を進めるにあたって、設計ソフトの委託料でございます。それと今回、浄化槽の工事請負といたしまして8900万を予定しております。これは年間100基を予定しておるところでございます。後、負担金補助及び交付金では、放流ポンプの補助金でございます。ポンプが必要な世帯に対する補助金でございます。100万円の計上でございます。後、施設管理費といたしましては、需用費で消耗品費、修繕費を45万円ほど計上いたしております。委託料といたしましては、3144万円を計上いたしておるところでございます。この内訳といたしましては、設備の管理委託料、こ</p>
----------------------	--

	宮下環境 保全課長	<p>れは浄化槽の管理委託料、それと浄化槽の清掃料、それと検査業務がございますが、浄化槽センターの検査業務をここで計上させていただきます。それと負担金補助及び交付金では、中讃広域の方で管理をいたしております、瀬戸グリーンセンターの方へ投入をいたしておりますけれど、その負担金といたしまして、中讃広域瀬戸グリーンセンターへ985万2千円、また中讃広域情報センターの方へ12万円ということで、負担金補助で997万2千円を計上いたしております。</p>
		<p>次に公債費といたしまして、これは起債の方の借り入れでございますが、元金と利子で計上させていただきます。元金で553万6千円、利子分で621万円を計上いたしております。</p>
		<p>後、予備費で50万ということで、浄化槽整備推進事業の会計1億5662万4千円を計上しておるところでございます。よろしくご審議ご議決賜りますよう、お願いいたします。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由及びその説明をおわります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 大西 豊君。</p>
	大西 豊 議 員	<p>おそらくこれ、仲南町の合併処理槽のことだと思うんですけど、こういう方式と、旧の満濃町が取り組んでおります個別の維持管理費を比べた場合、おそらくこっちの方が効率がいいんだと思いますけど、まあ町長も効率的な運用言うことを言われよんですが、その辺はどのくらいの差があるのか、分かる範囲でご答弁いただきたいと思います。</p>
	議 長	<p>宮下 一行君。登壇してください。</p>
	宮下環境 保全課長	<p>ただいま大西議員から質問のありました、仲南町の浄化槽の事業と、満濃、琴南町でやっております補助金等の事業の兼ね合いだと思いますが、今の補助金型の分につきましてははですね、町の方で予算計上いたしておりますが、先ほどいった補助金を出しますと、後、家庭の方でそれぞれきちっとした管理をしていただくということで、管理はそれぞれの個別の家庭にあるわけでございます。市町設置型になりますと、負担は設置負担が1割負担でございますけれど、後、毎月の使用料が出てまいります。これは5人槽、7人槽、10人槽とそれぞれ違うんですが、2千円、3千円とそれぞれ額が変わってまいりますけれども、その分の使用料で維持管理を賄っておるわけでございます。ただ、この使用料につきましては、今の整備事業を行っておりますと、浄化槽の委託料で先ほど計上いたしておりますが、大きい委託料の額が出ております。そうなりますと使用料の値上げ等も考えなければならない、というような状況もございます。ただ、合併浄化槽の設置使用料、また公共下水道の使用料、それと集落排水の使用料とそれぞれあるわけでございますが、やはり使用料はバランスの取れた使用料でなかったらいけないと思いますので、各家庭の方が使用する浄化槽とか集排とか下水道利用とあまりの違いがでてきたんでは困りますが、使用料は費用に対する使用料ということで設定しなければならないかと思っております。今、現状の使用料ではちょっと低い状況でございまして、どうしても一般財源の持ち出しが高くなっておるのが現状でございまして、今後使</p>

<p>宮下課長 議長 大西 豊 議員</p>	<p>用料についてはまた十分、担当の方でも検討し、議員の皆さん方のご意見等もいただいて、していきたいと思っております。</p> <p>大西 豊君。</p> <p>私がお聞きしたんは、旧の仲南町方式のこういう旧の町営でやとった方式の同じ条件の合併処理槽と、満濃町が個別にやっておる合併処理槽のだいたい費用について、想像するところ、団体いうんですか、まとめてしたほうが僕は安くなるんではないかと思うんです。そのことをお聞きしたんで、合併処理槽の旧の満濃町方式と仲南町方式、一人当たり割った場合の住民の負担はどちらが得ですか、たぶん仲南方式の方が僕は有利でないかと思うんですけど、そこら辺わかる範囲で結構ですので、再度答弁お願いします。</p>
<p>議長 宮下 環境 保全課長</p>	<p>宮下 一行君。</p> <p>自席で失礼させていただきますが、市町設置型は仲南地域ということで指定しておりまして、満濃地域の方でも市町設置型をということだと思えますけれど。浄化槽の設置整備、あと維持管理につきましては、町の方で費用がかかってまいります。その分を考えますと、今の使用料と維持管理費とのバランスがとればいいんですけれども、今のところ使用料の方で、どうしても低い使用料になっておるということで、そうなりますと町の費用がどうしても出てくるということでございます。今の、満濃琴南に設置しておる補助金型につきましては、家庭の方でそれぞれ支払いしておるかと思いますが、浄化槽の清掃代とか点検代とか多額の費用を払っておると思いますので、その費用と使用料を見比べていただいたら分かるかと思うんですけれど、市町設置型は町の負担、財源をお願いして運営をしておるという状況でございますので、どちらがいいかというのは今から検討しなければなりません、今のところ仲南地区は市町設置型でいくということで、これ一つの枠が決まっておりますので、後、補助金型についても満濃琴南地区については推進をしていきたいと思っております。どちらがいいかというのはなかなか今のところ、私のほうからはどちらが言いと言い難いとは思っていますので、それぞれの特徴がございますので、ご理解いただけたらと思います。</p>
<p>議長 三好議員</p>	<p>三好議員。</p> <p>私が説明してあげる。結局私が管轄で審議したわけなんですけど、結局賛否両論になったけど、町が一括してやると、いやおう無しに時期定期的に点検すると、個人でやると金がいるから、うちは半年延ばす、1年延ばす、そのうち機械が老化して、大きな補助金をつけてやった機械が早く消耗する。だから一番いいのは、安上がって、やるやらんは別として町が管理しとるから、あんたが使う使わんは別としてやっぱり何年に一遍かは浄化槽の再点検をやりなさい、というんでやって今きておりますけれど、おそらくこちらの方が安つくと思います。まあ、大西議員さん、計算してみてください。おたく計算専門やから。おそらくその方がいいと私は思っております。個人でやると、どうしても業者に聞くと、うちはまだええと。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑で止めといてください。</p>

<p>議 長 大西 豊 議 員</p>	<p>大西 豊君。 私は仲南方式の方がいいと思うので、コスト的にどのぐらいですか、いうて聞つきょんです。国の事業で取り組んだるうんぬんは聞いたりはしとりません。やはり今からコストのことも考えて、できるできんは別として、そのことを聞いておるんであって、おそらく課長もコスト的なことは知つとると思われまますので、ただ今答弁の端々にでとつたことは、何か利用料上げなかつたらいけない云々言われよりましたけど、そのコスト面で合併処理としてどちらが有利かということを知りております。再度お願いいたします。</p>
<p>議 長 宮下 環境 保全課長</p>	<p>宮下 一行君。 自席で失礼します。浄化槽のコストということをございます、今仲南町では設置して、平成9年からございます、これが老朽化してきますと費用が出てきます。今のところは修繕費はあまり計上をいたしておりませんが、町の設置型でありますと、町で施設の設備をきちつとした管理の下でその設置をできるということ、安全な浄化槽設置ができるということをございます。ということで町の管理をしなければなりませんけれど、定期的な検査も必要になりますので、そういうふうな分町設置型、その後、補助金等のコストといひますと、町が設置した場合に工事につきまは安いかも分かりませんが、後、維持管理費を考へますと、この維持管理のコストが上がるという、私の感じでございます。</p>
<p>大西議員 議 長</p>	<p>(「ちゃんと答弁できてないんで、もう一度答弁してください。」) 他に質疑はありませんか。</p>
<p>高木議員</p>	<p>高木 堅議員。 この議案について、執行者の栗田町長の方から施政方針にありますが、合併処理浄化槽の補助を継続し、普及促進を図り、環境衛生の向上に努めるといふので、施政方針で謳いましたね。そういう観点に立ってですね、町長これ、先ほどある議員が言よりましたけど、公共下水、またそれと農業集落排水等に加入できない地域ですね、そういう地域性に応じて、本当に快適な環境を、新まんのう町に向けての快適な環境づくりに、本当にまい進していつてもらいたい、そうすることによって、きれいな水にやっぱり浄化されて環境が豊かになるんでないかと思ひますので、その辺、町長の施政方針、合併処理浄化槽の補助を継続し、普及促進を図り、環境衛生の向上に努めるといふのははっきり謳とんですから、そういう観点に立って、これから本当に合併浄化槽の早い普及をできるところは、切にこの議会でお願いしときたいと思ひます。なお、環境保全課長、あなたにお願いしとくんですけど、この合併浄化槽ですね、町民がですね、この補助金の感覚を全体的にはある程度は分かつとると思ひんやけど、浄化槽に対して補助金を出しとんすよね、これが結局工事までね、補助対象になつとるみたいに、そういうまんのう町の業者、そなな悪いのおらんと思ひんやけど、町外業者、名前もはっきり分かつとんすけど、そいな業者多いんですわ。ほんだら、お年寄りの方とか分からない方は、工事費も補助対象に入つと</p>

<p>議 長 町 長</p>	<p>町長 栗田 隆義君。</p>	<p>ただいま上程されました、議案第17号、平成18年度まんのう町水道事業会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>昭和46年4月、給水人口7千人、一日最大給水量 1, 153 m³の規模で創設いたしました「旧満濃町上水道事業」は、本年3月20日の合併と同時に「旧四條地区簡易水道事業」と統合し、「新まんのう町上水道」として事業運営を行うこととなりました。このことにより、給水人口1万1950人、一日最大5, 650 m³の配水規模となりました。</p> <p>本年度事業収益の水道使用料金は料金改正を行ったことから2億5300万円を計上いたしました。これは、昨年度より率にして2%であり、527万2千円の減収となりますが、鋭意経費の削減を行い、健全経営と安定供給を行って参りたいと思っております。</p> <p>なお満濃池よりの取水問題については、新聞報道において問題視をされたところがございます。その後の経過でございますが、県当局においてはこのまま放置できないとの立場から、新たな土器川からの取水権を取ること、また新たな自己水源を確保することも求められていることから、許可水利権申請業務委託料及び地下水調査業務委託料として、それぞれ200万円を計上いたしております。</p>
<p>議 長 和 泉 水 道 課 長</p>	<p>水道課長 和泉 仁君。</p>	<p>その他につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは議案第17号 平成18年度まんのう町水道事業会計予算(案)のご説明を申し上げます。第1条、1ページをお開きいただいたらと思います。第1条 まんのう町水道事業会計の予算は次に定めるところによる、でございます。</p> <p>第2条 業務の予定量は次のとおりとする。(1)年度末予定給水戸数 3950戸でございます。昨年度より95戸の増でございます。(2)年間総給水量といたしまして130万3662tを目標としてでございます。一日平均給水量3571tでございます。(4)重要な建設改良事業費といたしまして、下水道工事に伴う移設工事に伴う、なお建設土木工事に伴う移設工事を考えてございまして、後で14ページのほうで説明させていただいたらと思います。</p> <p>第3条 収益的収入支出の予定額は、次のとおり定めるところでございます。収入といたしまして、水道事業収益 2億6841万9千円を予定してございまして、第1項 営業収益としまして2億5810万3千円を予定してございます。営業外収益として1031万5千円、特別利益といたしまして、存益1千円でございます。支出といたしまして、水道事業費用といたしまして2億5158万3千円を予定してございまして、内訳といたしまして、営業費用2億831万3千円を予定してございます。この費用につきましては、対前年比5%としてございまして、営業外費用としまして3776万9千円を予定してございまして、特別損失といたしまして150万1千円を予定してございまして、予備費とし</p>

<p>和泉水道 課長</p>	<p>まして400万円を予定いたしております。</p> <p>資本的収入及び支出の予定額につきましては次のとおり定めるところでございます。資本的収入額が、資本的支出額に不足する額7103万3千円につきましては、消費税収支調整額、当年度損益勘定留保資金、過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。収入といたしまして、資本的収入といたしまして1170万5千円で、いちおう対前年比同額としてでございます。内訳としまして、工事負担金500万円、他会計補助金670万4千円、他会計負担金存目1千円としてでございます。支出といたしまして、資本的支出として8273万8千円でございます、建設改良費として3072万1千円でございます。対前年比2900万1千円分の減額になっております。企業債償還金として5201万7千円、対前年比3.7%の増となっております。なお建設改良費は、先ほど申しましたように14ページで詳しく説明させていただいたと思います。</p> <p>一時借入金の限度額は1億円と定めてございます。</p> <p>第6条にはですね、予算の流用禁止項目を明記してございます。</p> <p>第7条には他会計からの補助金を明記させていただいております。</p> <p>第8条 棚卸資産の購入限度額は500万円と定めるところでございます。</p> <p>なお、詳しく説明に移るところでありますけれど、3ページについて、本年度実施計画の収益的収入及び支出を明記させていただいております。内容的には、当初の提案説明の中にございますので、お目通しをいただいたらと思っております。</p> <p>4ページの方につきましては、資本的収入及び支出でございます。これにつきましても、当初の提案の中でご説明をさせていただいてますので、お目通しをいただいたらと思っております。</p> <p>5ページにおいては、18年度水道事業会計の資金計画の案でございますが、右下の差引額といたしまして、前年度決算見込み額3億7219万6千円、当該年度末見込額が4億2349万8千円でございます、単年度5130万2千円の増を見込んでございます。なお、税抜きで表示させていただいております。</p> <p>6ページについては、給与費明細書を提示してございますので、お目通しをいただいたらと思っております。</p> <p>7ページにつきましては、平成18年度予定損益計算書でございますが、先ほどのものと重複しての説明になろうかと思っておりますので、省略をさせていただいたらと思っております。お目通しをいただいたらと思っております。</p> <p>8ページをお開きいただいたらと思っております。8ページ、平成18年度まんのう町水道事業予定貸借対照表でございますけれども、一応19年3月31日の予定を税抜きで表示させていただいております。資産の部といたしまして、有形固定資産並びに無形固定資産、合計いたしまして28億7283万5647円としております。2番 流動資産といたしまして、現金、未収金、貯蔵品等々</p>
--------------------	--

<p>和泉水道課長</p>	<p>を合計いたしまして、流動資産合計が4億7613万5097円としてございます。資産合計としまして33億4897万744円となっております。負債の部でございますが、流動負債としまして6758万8108円となっております。そうしまして資本の部で資本金でございますが、自己資本金、借入資本金を合計いたしまして、資本金としまして13億6823万1363円となっております。なお剰余金といたしまして、(1)イ 国庫補助金からホ その他資本剰余金まで合計いたしまして、資本剰余金合計いたしまして、15億6691万5782円としてございます。なお、利益剰余金といたしまして、イ 減債積立金ですけれども、4044万1千円、ロ 建設改良積立金として2億5406万4829円としてございます。そういうことで、当利益剰余金合計いたしましたら3億4623万5490円としてございます。剰余金合計いたしまして並びに資本合計等行いまして、負債資本総合計といたしまして33億4897万744円となっております。</p> <p>恐れ入ります、9ページをお開きいただいたらと思います。9ページはですね、資本的収入を表示してございます。その主なものとしましては、先ほど町長の説明にもございました、水道使用料が2億5千万計上するものということでございます。営業収益、営業外収益、特別収益合計いたしまして2億6841万9千円としてございます。</p> <p>10ページでございますけれども、収益的な支出を表示してございます。給与費並びに給排水管、原水及び浄水費、排水及び給水費、合計いたしまして給与費含めた水道費用合計をしてございます。2億5158万3千円としてございます。11ページをお開きいただきまして、ちょっと失礼いたしました。続きがございまして、目の受託工事費並びに総係費、ここでも給与費を2名とってございます。目の5 減価償却費、資産減消耗費、その他営業費用含めまして、水道事業費用としてどございます。12ページも継続でございました。</p> <p>13ページをお開きいただいたらと思います。ここで資本的収入でございますが、資本的収入といたしまして、合計1170万5千円を計上してございまして、工事負担金として500万円、他会計補助金として670万4千円でございます。工事負担金は、説明のところにもございますが、下水道工事に伴う工事負担金として200万円、県営農道岸上地区移転金がですね、移転工事負担金がですね、300万円の収入と見込んでございます。</p> <p>なお14ページをお開きいただいたらと思います。資本的支出といたしまして、合計いたしまして8273万8千円を計上いたしております。建設改良費並びに企業債償還金を明記させていただいておりまして、建設改良費で浄水設備改良費1401万円としてございます。目の説明にございます主なものを説明いたします。委託料として900万円を計上させていただいておりまして、先ほど町長の説明にもございましたように、金倉川水系並びに土器川水系からの水道水使用にかかる水利権許可申請書を作成するに当たり、その委託料として200万円を計上するものでございます。これは、従前より協議が行われておりまして、実は、2市</p>
---------------	--

<p>和泉水道課長</p>	<p>1町合同で行うこととしてございます。2市は善通寺及び丸亀市と合同で行うとしております。このような予定をしてございます。それから、水道管路埋設システムの500万でございませうけれども、現在まんのう町の給水戸数6681戸でございます。配管延長が210キロ近くでございます。配管の大きなものが配水管ですから30ミリから350ミリまででございますけれども、それら並びに25ミリ以下の給水管が相当数でございます。そういったことから、合併いたしまして事務所1つとなってございませうけれども、みんな打ち出しの地図を広げてやっておるんですが、それをデジタル一元化にしてですね、誰が見てもすぐに対処できると、こういったことを考えてはということで500万円の委託料を計上させていただいております。それからボーリングの調査でございますが、先ほどの水利権に係りますお話、並びに県の指導も、この際に自分の自己水源を確保しておくとういったことも考えてくださいと、こういうことでございます。まず調査費の200万円は人工衛星の衛星画像の解析からですね、土壌表面の含水率を判断していこうと候補地を選定し、その候補地が選定してから実際の調査業務にはいっていかうかというふうに思っております。これはいろいろご協力をいただいて、ご指導いただいたらというふうに思っております。それから工事請負費500万円でございませうけれども、これは先ほど谷森議員さんからもご質問ございましたような、汚泥処理の施設でございます。今の高屋原のまんのう浄水場には汚泥処理の施設はあるんですけど、屋根がございませう。で、天日で乾燥さしておこうとしてるんですけど、冬場どうしても乾きだしたら雨が降ってくる、という非常に能率が悪い状態になってございます。そのために上屋根を作っておりますね、天日乾燥を早く仕上げたいこうというふうに思っております。この費用に充てようということでございます。それから委託料の100万につきましては配水管の敷設工事、これは移転補償等に伴う部分の配管の工事設計委託料でございます。続きまして工事請負費の1500万でございませうけれども、土木工事に伴う水道管の工事、これは通常の突発的な工事に対するための経費と思っております。次の下水道工事に伴う水道管移設工事につきましては、先ほどの福祉課長の方からございましたように、下水道の移設工事ですね、神野の涌井西谷線の移設工事を考えてございます。それから県営農免道水道管移設工事でございますが、昨年度工事した部分の75ミリの150メートル、並びに本年度施行分の30メートルの120メートルを予定しておりますのでございます。なお企業債の償還金といたしまして5201万7千円を計上させていただいております。なお15ページには、本年度末の上水道事業債並びに簡易水道事業債の残高を明記してございます。お目通しをいただいたらと思います。以上で説明をおわりますが、よろしくご審議ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これをもって提案理由及びその説明をおわります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 谷森議員。</p>

<p>日程第22</p>	<p>谷森議員</p> <p>議 長 和 泉 水 道 課 長</p> <p>議 長</p> <p>栗 田 総 務 課 長</p>	<p>水道会計ですが、いわゆる公共がするのに、企業会計ですか、貸借対照表とか非常に理解しがたいんですが、まして18年度の予定損益計算書を見れば、営業外収益の中に他会計負担金、これは当然繰入金になるんでないかなという、収益になるとかいうんはおかしい、私はこういうふうに思うんですが、これは地方自治法で、こういうふうに水道会計は利潤を追求するとか、こういうなことで企業会計を導入しなさいとこういうふうになっとんですか。</p> <p>和泉 仁君。</p> <p>一応、この予算書の提案についてのご説明だというふうに承ります。水道会計につきましては、公営企業会計といいます、公営企業法というものがございます。一般の同じ水道でも簡易水道は一般会計の中に含まれる特別会計という部分で明記されております。公営企業は公益が行う企業と考えていただいたらお分かりだと思うんですけど、当然、貸借対照表、これは資本の部分とか負債の部分とかこういうふうな分け方が、公営企業法の中で明記されておるものを受けましてですね、この予算書作成にあたってございます。なお、分かりにくい部分につきましてははですね、その都度ご説明をさせていただくということで、この場でこれについての説明というのは、申し訳ございませんができませんのでよろしく願いできたらと思います。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第17号については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案17号については、教育民生常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第22 報告第1号 平成17年度まんのう町一般会計繰越明許費についての件を議題といたします。</p> <p>提出者からの説明を求めます。</p> <p>総務課長 栗田 義郎君。</p> <p>それではご報告させていただきます。平成17年度まんのう町一般会計繰越明許費、繰越計算書についてでございますけれど、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成17年度まんのう町一般会計繰越計算について次のように報告するものでございます。これにつきましては、災害復旧の公共土木災害につきまして繰越をさせていただいているものでございます。翌年度繰越額につきましては2388万円、その財源内訳といたしまして、国庫支出金が1479万6千円、地方債が660万、一般財形248万4千円とするも</p>
--------------	--	--

日程第23	栗田 総務 課長 議長	<p>のでございます。この繰越につきましては、旧の満濃町の3月定例におきまして補正予算におきまして繰越をご承認いただいたものを新しい町の方での報告ということでございまして、この報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>これをもって、説明をおわります。ただいまの報告第1号につきましては、報告のあったとおりであります。</p> <p>なお、質疑のある議員はこれを許可します。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>以上をもって報告をおわります。</p> <p>議場の時計で5時20分まで休憩をいたします。</p>	休憩17時10分
	議長	<p>休憩を戻して、会議を再開します。</p> <p>日程第23 報告第2号 まんのう町土地開発公社平成17年度決算並びに平成18年度事業計画についての件を議題といたします。</p> <p>提出者からの説明を求めます。</p> <p>企画情報課長 斎部 正典君。</p>	再開17時20分
	斎部 企画 情報課長	<p>それでは、まんのう町土地開発公社 平成17年度決算並びに平成18年度事業計画についてのご報告をさせていただきます。</p> <p>1ページ目が、まんのう町土地開発公社事業計画、概要でございますが、1番 土地の取得といたしまして、香川県の委託により、まんのう町吉野地区でございますが、県道炭所西善通寺線改良工事用地の面積755.65㎡、金額1601万7584円とまんのう町委託による用悪水路整備工事用地の面積419.39㎡、金額1039万5316円の合計面積1174.05㎡、合計金額2641万2900円を取得いたしました。(2)で土地の処分でございますが、県道炭所西善通寺線改良工事用地を面積1965.60㎡、取得原価5257万6285円で香川県へ売却いたしました。(3)借入金の状況でございます。本年度中に借入をした金額は事業資金の新規借入額が2641万2900円でございます。償還額は、売却による償還金が5257万6285円で、年度末の借入残高は8928万7535円となっております。その下の2番 理事会に関する事項、また3番 監査に関する事項等はお目通しのほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして2ページですが、収益的収支決算書、また続きまして4ページでございますが、こちらにも資本的収支決算書がついてございますが、5ページにあります損益計算書でご説明させていただきますと、この一定期間における企業の営業成績が明らかになると</p>	

<p>齋部企画 情報課長</p>	<p>ということでございますので、5ページをお開きください。損益計算書 1番 事業収益といたしまして、公有地の取得事業収益、これが5662万4225円、事業原価といたしまして、公有地の取得事業原価、これが5257万6285円、総事業利益といたしまして、この差引額が出ますので、404万7940円、販売費及び一般管理費といたしまして2万8800円、これを上から引きますので、事業利益といたしまして401万9140円となります。4番の事業外収益、これは受取利息でございます。これは2775円の利息がございました。その下5番 事業外費用でございますが、これは支払利息でございます。これは97万779円でございます。これを上から引いてまいりますので、経常利益といたしまして305万1136円となります。6番 特別損出、(1)にあります特別損出でございますが、これは開発公社より一般会計、人件費相当分とみなして360万支出いたしました。よって上から差引をいたしますと、当期損益として、損失54万8864円となっております。</p> <p>続きまして6ページの貸借対照表でございます。これは企業の財政状況を明らかにするもので、すべての資産、負債、また資本の記載をしているものでございます。資産の部といたしまして、現金及び預金、これが1371万7312円、公有用地これが8928万7535円でございます。これを流動資産の合計といたしまして、右の方に書いてございます1億300万4847円、これが資産の合計額になります。</p> <p>続きまして負債の部、未払金といたしまして360万、その下いきまして2の固定負債、これが長期借入金でございます。これが8928万7535円でございます。これと上の未払金、これを足しますと、固定負債の合計が出てまいります、9288万7535円となります。その下の資本の部でございます。1番の基本財産、これが500万でございます。その下2番で準備金、(1)前期繰越準備金、これが先ほどの損益計算書にも出ておりました数字がここに挙がっております。前期繰越準備金が566万6176円でございます。それと2番が当期純損失、失礼いたしました、この当期純損失というのが、先ほど出てきました損益計算書の一番下の数字でございます。その両方の数字を足しまして、損失ですからマイナスになります。ですから準備金の合計が511万7312円となります。これで負債のほうとこちらの資本の部を足しますと、1億300万4847円となりまして、資産の部と負債資本の合計のところ合致すると、貸借がいっしょになるということでございます。</p> <p>続きまして次ページは、残高試算表でございます。お目通しのほどよろしく願いいたします。その9ページでございますが、17年度の準備金、処分計算書でございます。今ほどご報告させていただきました数字を分かりやすく入れております。続きまして、裏の付表でございますが、販売費及び一般管理費の明細書をつけさせていただいております。後、まんのう町土地開発公社が持っている用地の一覧表を添付してございます。用地取得一覧表 17年度減少分と書いてあるのは、真ん中のところにちょっと黒い網を掛けておりますが、17年度の減少部分、5287万6285円部分でございます。裏のページを見ていただきますと、用地の取得一覧表、17年度末</p>
----------------------	---

<p>日程第24</p>	<p>齋部課長 議 長</p> <p>齋 部 企 画 情 報 課 長</p>	<p>の保有用地のすべてでございます。以上でございます。よろしくお目通しのほど、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもって、説明をおわります。ただいまの報告第2号につきましては、報告のあったとおりであります。</p> <p>なお、質疑のある議員はこれを許可します。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>以上をもって報告をおわります。</p> <p>日程第24 報告第3号 琴南町土地開発公社の平成17年度決算についての件を議題といたします。</p> <p>提出者からの説明を求めます。</p> <p>企画情報課長 齋部 正典君。</p> <p>報告第3号の琴南町土地開発公社の平成17年度決算についてご報告をさせていただきます。この3月20日の合併によりまして、琴南町がまんのう町に町名変更となりましたので、琴南町開発公社といたしましても、この年度をもって解散の手続きをとり、まんのう町土地開発公社と合併することとなります。それでは、内容の説明申します。</p> <p>旧琴南町の岡の山地域というところで、岡の山住宅団地の造成事業を実施しております。内容としては16区画、5051㎡でございます。それでは損益計算書が添付されておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。事業収益といたしまして、公有地取得事業収益65万2775円、土地造成事業収益といたしまして8363万9357円、トータルいたしまして8429万2132円でございます。その下、事業原価でございます、公有地取得事業原価が65万2775円、土地造成事業原価といたしまして、8309万7566円、幹旋等事業原価のところ8375万341円となります。その下、事業総利益のところ、上から下を引きますと、54万1791円となります。3番 販売費及び一般管理費といたしまして78万7369円、上から引きますので、事業利益がマイナスの24万5578円となります。4番でございます。事業外収益といたしまして、受取利息1908円、(2)の雑収益でございますが、2万5500円でございます。これでトータルが2万7408円となります。その下は事業外費用になります。支払利息、経常利益のところは、マイナスの21万8170円でございます。6番の特別利益、同額でございます。下まで9番の当期の利益の欄まで同額でいきますので、21万8170円の損益が出ているという状態でございます。</p> <p>次のページを見ていただきたいと重います。貸借対照表でございます。貸借対照表の方でございますが、流動資産といたしまして、現金及び預金 510万、これが資産のトータルでございます。後、右の欄でございますが、負債の部は動きがございません。その下の</p>
--------------	--	---

<p>日程第25</p>	<p>齋部企画 情報課長</p>	<p>資本の部、これは基本財産500万、後2に準備金でございますが、前期繰越準備金といたしまして31万8170円、当期の損失が21万8170円でございます。これを差引しますと、合計が10万円、これを基本財産と合計いたしますと、510万ということになります。なお、この510万をもって土地開発公社が解散の手続きに入るわけですが、まんのう町にいっしょに合併になる段階で、510万のうち500万を基本財産、10万円を合併をするにあたっての事務関係の事務費に充てるということになってございます。後は監査等の意見等がついてございます。お目通しいたしまして、よろしくご承認のほどお願いしたらと思います。</p> <p>議 長</p> <p>これをもって、説明をおわります。ただいまの報告第3号につきましては、報告のあったとおりであります。</p> <p>なお、質疑のある議員はこれを許可いたします。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>以上をもって報告をおわります。</p> <p>日程第25 報告第4号 仲南町土地開発公社の平成17年度決算についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>企画情報課長 齋部 正典君。</p>
	<p>齋部企画 情報課長</p>	<p>報告第4号 仲南町土地開発公社の平成17年度決算についてご報告させていただきます。報告第3号の琴南町土地開発公社の決算と同じように、まんのう町土地開発公社に合併になるに併せまして、今回の解散の手続きに入るにあたっての決算となります。</p> <p>それでは、決算書の一番最初のページをお開きください。仲南町土地開発公社の事業報告では、概要、土地の取得、また処分等はありません。続きまして、後ろをめくっていただきまして、損益計算書というのが4ページ後についてございます。損益計算書でございますが、17年度中に受取利息が110円でございます。事業外収入といたしまして、その他給付金107万円、これが当期の損失といたしまして106万9890円でございます。右のページでございますが、貸借対照表でございます。資産の部で流動資産、現金及び預金といたしまして510万2214円でございます。これは資産の合計と同じでございます。負債の部は何もございません。資本の部でございますが、基本財産として500万、前期繰越の準備金といたしまして117万2104円、当期の純損失といたしまして、先ほどの損益計算書の欄にございました数字が出てまいりますので、これが106万9890円でございます。よって、準備金の合計といたしまして、10万2214円となります。これと基本財産を合計いたしまして510万2214円、これが負債資本の合計でございます。これで、資産と負債資本の部の双方が合致しているということになります。この510万2214円を合併に合わせまして、皆さんご了解、ご承認をいただきました。</p>

<p>日程第26</p>	<p>齋部企画 情報課長</p> <p>議長</p> <p>高尾議員</p> <p>議長</p>	<p>うえに、まんのう町土地開発公社のほうの基本財産のほうに含めさせていただき、また10万2214円につきましては事務費としてのほうに入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひできたらと思ひます。なお、後ろに財産目録がついてございますが、通帳の現状でございます。またお目通しのほど、よろしくお願ひいたします。またよろしくご承認のほどお願ひ申し上げます。</p> <p>これをもって、説明をおわります。ただいまの報告第4号につきましては、報告のあったとおりであります。</p> <p>なお、質疑のある議員はこれを許可いたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>以上をもって報告をおわります。</p> <p>日程第26 意見書第1号 違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>まんのう町議会議員 高尾 幸男君。</p> <p>まず最初に、意見書のほう朗読させていただきます。違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書、上記の議案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成18年6月20日、まんのう町議会議長 山西殿、提出者 まんのう町議会議員 高尾 幸男、賛成者 まんのう町議会議員 三好 勝利、賛成者 まんのう町議会議員 藤田 昌大。</p> <p>提出理由を申し上げます。森林は、木材資源の供給、国土保全、水源のかん養など多目的機能を有しておりますが、違法伐採などにより、開発途上地域の熱帯林を中心に世界の森林の減少が続いており、木材輸出国の自然環境のみならず、地球環境への影響が懸念されています。さらに、違法伐採された外材が日本に多量に流入し、林業不振の原因の一つとなっております。こうした違法伐採問題へ対応するため、国において「違法伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいた政府調達の実施や規制に関する取組などの施策を強化するよう、意見書を提出するものであります。なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布しておるとおりで、長文でありますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官に提出するものであります。どうぞよろしくご審議のほどお願ひいたします。以上で提案説明をおわります。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
--------------	--	--

<p>日程第27</p>	<p>議長</p> <p>藤田議員</p> <p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。意見書第1号については、会議規則第39条の規定により、建設経済常任委員会に付託いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって意見書第1号については、建設経済常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>日程第27 意見書第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>まんのう町議会議員 藤田 昌大君。</p> <p>意見書第2号を提出したいと思ます。意見書第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案) でございます。上記の議案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成18年6月20日、まんのう町議会議長 山西 毅殿、提出者 まんのう町議会議員 藤田 昌大、賛成者 まんのう町議会議員 川原 茂行、賛成者 まんのう町議会議員 大西 樹。</p> <p>提案理由でありますけれども、平成15年7月にヤミ金対策法が制定され、その際、出資法の上限金利は同法施行後3年を目途に見直すこととなりました。具体的な時期は平成19年1月と見込まれることから、法改正に向けて重要な時期であります。そして現在我が国の公定歩合は年0.1%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況にも関わらず、消費者金融等の貸金業者に認められている出資法の上限金利29.2%以上の高金利であり、銀行貸出金利の10倍以上という高金利であります。突発的な資金の需要、働き手の病気などにより、借金をせざるをえなくなり、高金利で借入を行い、家計を圧迫し、返済困難に陥る例が多く見られます。住民が安心して経済生活を送ることができる適当な金利規制のため、出資法、貸金業の規制法の改正を行うよう意見書を提出するものであります。なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布しておるとおりで、長文でありますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣等に提出するものであります。</p> <p>どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で提案理由の説明をさせていただきます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
--------------	---------------------------------	--

	議長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。意見書第2号については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって意見書第2号については、総務常任委員会に付託することに決しました。</p> <p>お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これにて延会いたします。</p> <p>6月29日、午前9時30分に本議場にご参集願います。</p> <p>なお、朝、ご相談した全協の件でございますが、22日の午後2時から、全協を開いて、今朝お話したような執行部からの中核施設についての問題とか、それから人事の問題とかについて、22日の午後2時から全員協議会を開催したと思いますので、よろしく願いを申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">延会 17時50分</p>
--	----	--

地方自治法第123条第3項の規定により署名する。

平成18年6月20日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員